

「ソーシャル・マーケットの将来性に関する調査研究」
報告書

～ 共助・互助が支える生活の安心～

章資料編

平成 17 年 3 月

経済産業省

委託先：株式会社 U F J 総合研究所

【資料編目次】

Ⅰ．法人種別事業規模推計方法	1
1．対象法人の選定	1
2．推計方法	1
（1）従業者数	1
（2）事業所（法人）数	1
（3）生産額	2
3．法人種別生産額推計方法	5
（1）財団・社団法人	5
（2）学校法人	6
（3）国立大学法人	9
（4）医療法人	10
（5）社会福祉法人	13
（6）消費生活協同組合	15
（7）農林水産漁業協同組合	17
（8）土地改良区	20
（9）農事組合法人	21
（10）更生保護法人	22
（11）商工会・商工会議所	22
（12）労働組合	23
（13）宗教法人	24
（14）NPO法人	25
参考：医療法人以外の法人が経営する医療施設	29
4．法人種別従業者数・事業所数推計方法	31
（1）財団・社団法人	31
（2）学校法人	33
（3）国立大学法人	34
（4）医療法人	34
（5）社会福祉法人	34
（6）消費生活協同組合	36
（7）農林水産漁業協同組合	37
（8）農事組合法人	37
（9）土地改良区	38
（10）更生保護法人	39
（11）商工会・商工会議所	39
（12）労働組合	39

(1 3) 宗教法人	40
(1 4) NPO 法人	40
参考：医療法人以外の法人が経営する病院、一般診療所、歯科診療所	42
 II . 業種別事業規模推計方法	43
1 . 対象業種の選定	43
(1) 本章で対象とした業種～“ソーシャル・マーケット”～	43
(2) 選定の手順	43
2 . 推計方法の概要	49
(1) 従業者数	49
(2) 事業所（法人）数	49
(3) 業種別生産額	49
3 . 各業種別の事業規模の把握方法	52
(1) 農業サービス業	52
(2) 育林業	52
(3) 林業サービス業	53
(4) 運輸施設提供業	54
(5) 火葬・墓地管理業	56
(6) 農林水産業協同組合、事業協同組合、経済団体	57
(7) 病院～その他社会保険・社会福祉	57
(8) 健康相談施設、その他保健衛生	64
(9) 社会保険事業団体	65
(1 0) 小学校～専修学校・各種学校	65
(1 1) 社会教育	66
(1 2) 自然科学研究所、人文・社会科学研究所	66
(1 3) 神道系宗教～集会場	66
(1 4) 他に分類されないサービス業	67
 III . “ソーシャル・マーケット”の事業規模推計結果をみる上での留意点	69
1 . 推計結果をみる上での全体的な留意点	69
2 . 各論	69
(1) 農林水産業協同組合	69
(2) 病院、一般診療所、歯科診療所	69
(3) 更生保護事業	70
(4) その他の社会保険・社会福祉	70
(5) 高等教育機関	70

(6) 人文・社会研究所、経済団体、学術・文化団体、他に分類されない非営利団体、集会場業	70
--	----

Ⅰ．法人種別事業規模推計方法

1．対象法人の選定

ソーシャル・マーケットの主な担い手と考えられる法人を図表 Ⅰ-1 の通り選定した。

これらの法人は、いわゆる民法上の公益法人（財団・社団法人）のほかに、学校法人をはじめとする教育、福祉、医療などの担い手である特別法上の公益法人や NPO 法人（特別非営利活動法人）などが含まれる。また、農林水産業等協同組合や消費者生活協同組合等の共助・互助を担う組織も含まれている。

図表 Ⅰ-1 対象とした法人種

・財団法人	・農林水産業等協同組合
・社団法人	・土地改良区
・学校法人	・農事組合法人
・国立大学法人	・商工会及び商工会議所
・宗教法人	・労働組合
・医療法人	・更生保護法人
・社会福祉法人	・消費者生活協同組合
	・NPO 法人

2．推計方法

以下に従業者数、事業所（法人）数、生産額の基本的な推計方法を示す。各法人の具体的な推計方法については、「3．法人種別生産額推計方法」及び「4．法人種別従業者数・事業所数推計方法」に示した。また、図表 Ⅰ-2に、推計に用いた統計データを一覧として整理した。

（1）従業者数

法人種別に公表されている統計を使用した。該当する統計がない場合は、所管官庁や各法人種の全国団体（日本商工会議所）などから、従業者数データを入手した。

また、“ソーシャル・マーケット” 該当業種別の従業者数の按分については、入手したデータに、業種別の内訳があるものについてはその値を用い、それらが無い場合には、「平成 13 年事業所・企業統計調査」（総務省）における会社以外の法人の業種別の従業者数などにより按分した。

（2）事業所（法人）数

法人種別に公表されている統計を使用した。該当する統計がない場合は、所管官庁や各法人種の全国団体（日本商工会議所）などから、事業所（法人）数データを入手した。また“ソーシャル・マーケット” 該当業種別の事業所（法人）数の按分については、入手

したデータにおいて、業種別に内訳があるものについては、その値を用い、それらが無い場合には、「平成 13 年事業所・企業統計調査」における業種別の従業者数により按分した。

(3) 生産額

基本的な推計方法

法人種別の生産額の推計にあたっては、それぞれの法人種が提供しているサービス内容を考慮し、対応する産業連関表の部門における生産額の推計方法に準じて推計を行った。

なお、生産額の推計にあたっては、業種（日本標準産業分類小分類。以下「小分類」という）別の活動量に関するデータが入手できた法人種については、業種（小分類）別に生産額を推計したが、業種（小分類）別のデータが入手できなかったものについては、法人種全体の生産額を推計した上で、業種（小分類）別に「平成 13 年事業所・企業統計調査」の従業者数などのデータを用いて按分した。

図表 1-2 法人種別推計に用いた統計データ一覧

法人種別	分類	入手データ	使用したデータ
財団法人	生産額	事業収入額	公益法人概況調査
	従業者数	職員数	
	事業所数	法人数	
社団法人	生産額	事業収入額	公益法人概況調査
	従業者数	職員数	
	事業所数	法人数	
学校法人	生産額	生産額	今日の私学財政、学校基本調査、文部科学省資料
	従業者数	教職員数	
	事業所数	学校数	
国立大学法人	生産額	収入	学校基本調査、文部科学省資料
	従業者数	教職員数	
	事業所数	学校数	
医療法人	生産額	生産額	医療経済実態調査、医療施設調査、社会保障審議会・介護保険部会資料
	従業者数	従業者数	医療施設調査、病院報告
	事業所数	医療施設数	医療施設調査、病院報告
社会福祉法人	生産額	生産額	平成 15 年産業連関表簡易延長版、事業所・企業統計調査
	従業者数	従業者数	社会福祉施設等調査
	事業所数	社会福祉施設数	社会福祉施設等調査
消費者生活協同組合	生産額	事業高	消費生活共同組合実態調査、生協の経営統計
	従業者数	職員数	消費生活共同組合実態調査
	事業所数	組合数	生協の経営統計

法人種別		分類	入手データ	使用したデータ
農林水産業等 協同組合	農業協同組合	生産額	事業収益	総合農協一斉調査、専門農協調査
		従業者数	役職員数	
		事業所数	組合数	
	水産業 協同組合	生産額	販売取扱高	水産業協同組合統計表
		従業者数	従業員数	
		事業所数	組合数	
	森林組合・ 生産森林組合	生産額	収入	森林組合統計
		従業者数	職員数	
		事業所数	組合数	
土地改良区		生産額	生産額	農林水産省資料
		従業者数	職員数	
		事業所数	地区数	
農事組合法人		生産額	総収入	平成 15 年産業連関表簡易延長版、 事業所・企業統計調査
		従業者数	従業者数	事業所・企業統計調査
		事業所数	法人数	農林水産省資料
更生保護法人		総生産額	経常収入	法務省資料
		従業者数	職員数	
		事業所数	施設設置法人数	
商工会・商工会議所		生産額	収入	民間非営利団体実態調査報告、 全国商工会連合会資料、 日本商工会議所資料
		従業者数	職員数	
		事業所数	会員数 （ 事務所数 ）	
労働組合		生産額	生産額	民間非営利団体実態調査報告
		従業者数	専従職員数	労働組合実態調査
		事業所数	組合数	
宗教法人		生産額	総収入額	民間非営利団体実態調査報告
		従業者数	教師数	宗教年鑑
		事業所数	宗教法人数	
N P O 法人		総生産額	収入額	N P O 法人の実態及び認定 N P O 法人 制度の利用状況に関する調査、 産業連関表を用いた N P O の経済分析
		従業者数	従業者数	N P O 法人活動実態調査の概要
		事業所数	法人数	内閣府資料

インフレーターによる補正

平成 15 年の生産額が把握できないものについては、直近の生産額に各種インフレーターを乗じて、平成 15 年の生産額を推計した。インフレーターの設定の仕方については、「産業連関表平成 12 年総合解説編」(総務省)で用いられている方法に準じた。

生産額は以下の 3 つのインフレーターを乗じて、補正を行った。
つまり、推計生産額は以下の式で表すことができる。

$$\text{推計生産額} = \text{生産額} \times \text{規模拡大係数} \times \text{従業者増減率} \times \text{インフレーター}$$

以下に、平成 年×月の生産額を用いて、平成 15 年の生産額を推計する方法を記述する。

規模拡大係数(従業者規模別構成の変化)

以下の式を用いて規模拡大係数を算出した。

$$\left(\frac{\text{平成 13 年 10 月・3 桁産業別規模別事業収入額*の合計}}{\text{平成 11 年事業所・企業統計従業者数}} \div \frac{\text{平成 11 年 7 月・3 桁産業別規模別事業収入額の合計}}{\text{平成 11 年事業所・企業統計従業者数}} \right) \left(\frac{\text{H15 年 1 月} - \text{H 年} \times \text{月}}{2.25} \right)$$

(注*) 規模別事業収入額

$$= (\text{サービス業組替集計結果の規模別従業者 1 人当たりの事業収入}) \times (\text{事業所・企業統計調査結果の規模別従業者数})$$

従業者増減率

以下の式を用いて従業者増減率を算出した。

$$\left(\frac{\text{平成 13 年 10 月・3 桁産業別従業者数}}{\text{平成 11 年 7 月・3 桁産業別従業者数}} \right) \left(\frac{\text{H15 年 1 月} - \text{H 年} \times \text{月}}{2.25} \right)$$

インフレーター

各産業分類によって、消費者物価指数(CPI)もしくは、企業向けサービス価格指数(CSPI)のどちらかを用いた。どちらの指数を用いるかについては、「産業連関表平成 12 年総合解説編」に準じた。

$$\left(\frac{\text{平成 15 年平均価格指数}}{\text{平成 年度平均価格指数}} \right)$$

3. 法人種別生産額推計方法

(1) 財団・社団法人

財団及び社団法人の生産額は「公益法人概況調査」(総務省)より、各法人別の事業収入より推計した。

「公益法人概況調査」では、財団及び社団法人は、設立目的と事業目的をそれぞれ2つまで選択することができるため、設立と事業の目的の組み合わせにより、一つの法人で最大4つまで目的を記入できる。そこで、各法人別に目的数で事業収入額を除し、目的別の事業収入額とした。目的と標準産業分類との対応関係を考慮し、小分類別に事業収入額を按分、各小分類の生産額とした。

ただし、事業目的の「助成・給付」「貸与」「表彰」及び設立目的の「育英・奨学」については実質的な生産が行われていないことから、また事業目的の「信用保証」「共同・共済」「補償」「その他の共済」は金融事業にあたることから、それぞれ削除した。また、医療事業の生産額については、後述する方法により別途計算した(資-29ページ参照)。

2002年度の生産額から、各種インフレーターを乗じて、2003年度の生産額を推計した。推計に用いたインフレーターは以下の通りである。

● 事業規模、従業者数の伸び

	平成14年度	平成15年度	伸び率
総収入額(百万円)	20,174,226	20,381,804	1.01
総職員数(人)	556,896	486,428	-
事業規模(百万円/人)	36	42	1.16

資料) 総務省「平成14年度、16年度公益法人白書」(2002年、2004年)

● 消費者物価指数の伸び

平成14年	平成15年	伸び率
98.3	98.1	0.99

資料) 総務省「消費者物価指数」(2003年)

● 財団・社団法人の小分類別の国内生産額¹

法人種別	産業連関表での基本分類	該当する産業分類		生産額 (百万円)
		中分類	小分類	
財団・社団	8411-02 対家計 民間非営 利団体	94 政治・経済・文化団体	949 他に分類されない非営利的団体	3,938,561
			941 経済団体	1,005,289
			943 学術・文化団体	188,191
		91 教育	918 社会教育	1,160,805
			919 その他の教育施設	16,968
		95 その他のサービス業	951 集会場業	691,682
		92 学術研究機関	922 人文・社会科学研究所	490,538
			921 自然科学研究所	346,235
		88 医療業	881 病院 *	513,628
		19 出版・印刷・同関連産業	192 出版業	312,226
		86 その他の事業サービス業	862 商品検査業	285,062
		70 不動産取引業	701 建物売買業、土地売買業	136,119
		71 不動産賃貸業・管理業	711 不動産賃貸業	65,467
		86 その他の事業サービス業	863 計量証明業	58,032
		76 娯楽業	766 スポーツ施設提供業	38,891
		75 旅館、その他の宿泊所	759 その他の宿泊所	19,680
		90 社会保険・社会福祉	904 老人福祉事業	19,061
			903 児童福祉事業	9,064
			905 精神薄弱・身体障害者福祉事業	8,484
		93 宗教	931 神道系宗教	43
			932 仏教系宗教	43
			933 キリスト教系宗教	43
			939 その他の宗教	43
		合計		9,304,153

(注)「919 その他の教育施設」、「192 出版業」、「862 商品検査業」、「701 建物売買業、土地売買業」、「711 不動産賃貸業」、「863 計量証明業」、「766 スポーツ施設提供業」、「759 その他の宿泊所」については、ソーシャル・マーケットに該当しないことから、本編 97 ページ以降の A 3 表には記載されていない。

(2) 学校法人

学校法人の生産額は、産業連関表における推計方法に準じて、下記の方法で推計した。

生産額の推計方法

私立学校（附属病院・附置研究所を除く）の 2002 年度経常経費

= 消費的支出 + 図書購入費 - 奨学金 - 日本スポーツ振興センター共済掛金
資本減耗引当

= 2000 年度末有形固定資産残高 × 減価償却率

暦年換算率

= 2002 年度消費的支出 ÷ 2003 年度消費的支出 × 0.25 + 0.75

生産額 = × +

¹ ここでの「病院」の生産額は参考のため推計しているが、実際には資-29 ページで解説した方法でより正確に算出した。

消費的支出、図書購入費及び、奨学金の一部は「今日の私学財政」(日本私立学校振興・共済事業団)より把握した。「今日の私学財政」より奨学金を把握できない学校種別は、「文部科学省資料」に準じて教育研究費の伸び率を用いて推計した。

また、学校法人の経営する医療施設による生産額は、資 - 29 ページの方法により推計した。

●消費的支出の把握

	消費的支出 (百万円))							
	H13 年度				H14 年度			
	人件費	教育研究経費支出	管理経費	合計	人件費	教育研究経費支出	管理経費	合計
小学校部門	35,869	9,451	-	45,320	36,832	9,980	-	46,812
中学校部門	142,159	36,296	-	178,455	144,567	37,923	-	182,490
高等学校部門	748,630	144,528	40,255	933,413	740,957	144,483	41,165	926,605
大学部門	1,441,495	545,035	141,391	2,127,921	1,473,559	576,741	148,615	2,198,915
短期大学部門	221,307	59,501	27,402	308,210	202,257	57,063	25,332	284,652
特殊教育諸学校部門	2,205	427	-	2,632	2,247	452	-	2,699
幼稚園部門	415,422	160,703	-	576,125	414,836	162,434	-	577,270
専修学校部門	298,810	236,981	-	535,791	306,209	240,129	-	546,338
各種学校部門	77,748	35,963	-	113,711	72,192	53,014	-	125,206

資料) 日本私立学校振興・共済事業団「平成 15 年度版今日の私学財政」(2004 年)

●奨学金額の推計

	奨学費(千円)	教育研究費(千円)		推計奨学金額 (千円)
	H6 年	H6 年	H14 年	
小学校	103,745	8,980,710	9,980,268	115,292
中学校	583,742	32,435,695	37,923,142	682,499
特殊	1,149	394,711	452,013	1,316
幼稚園	169,733	191,228,709	162,434,083	144,175
専修学校	1,875,736	227,397,258	240,128,555	1,980,753
各種学校	266,526	26,208,927	33,014,164	335,730

資料) 教育研究費：日本私立学校振興・共済事業団「平成 15 年度版今日の私学財政」(2004 年)

奨学費：「文部科学省資料」より推計

日本スポーツ振興センター共済掛金については、加入率及び、掛金単価から推計した。

●日本スポーツ振興センター共済掛金の推計

	加入率 (%)	H14 年度 生徒数 (人)	推定 加入者数 (人)	掛金単価(円)	推定掛金 (百万円)
小学校	99.9	67,377	67,310	840	57
中学校	99.8	231,308	230,845	840	194
高等学校	97.8	1,146,875	1,121,644	1,530	1,716
高等専門学校	99.7	2,231	2,224	1,820	4
幼稚園	82.4	1,399,011	1,152,785	350	403

資料) 推定加入者数および掛金単価：日本スポーツ振興センターホームページ、
生徒数：文部科学省「学校基本調査」(2004年)より把握

資本減耗引当については、2003 年のデータが存在しないため、「文部科学省資料」より
2000 年度末の有形固定資産残高及び減価償却率を把握し、代替した。

以上より、2002 年における学校法人の生産額を求め、以下のインフレーターを用いて、
2003 年の生産額を推計した。

●学校教員数、事業規模

	教員数(人)		事業規模(百万円/人)	
	H13 年度	H14 年度	H13 年度	H14 年度
小学校部門	3,276	3,364	14	14
中学校部門	12,384	12,578	14	15
高等学校部門	60,980	60,325	15	15
大学部門	83,260	84,296	26	26
短期大学部門	12,266	11,556	25	25
特殊教育諸学 校部門	263	258	10	10
幼稚園部門	81,863	82,671	7	7
専修学校部門	35,549	36,359	15	15
各種学校部門	12,065	11,646	9	11

資料) 文部科学省「学校基本調査」(2002 年、2003 年)

●消費者物価指数の伸び

H14 年	H15 年	伸び率
98.3	98.1	0.99

資料) 総務省「消費者物価指数」(2003 年)

● 学校法人の生産額²

該当する産業分類	法人統計データにおける分類	消費支出(百万円)		図書購入費(百万円)	奨学金(百万円)	日本スポーツ振興センター共済掛金(百万円)	資本減耗引当(百万円)	生産額(百万円)	
		H13 年度	H14 年度					H14 年度	H15 年度
911 小学校	小学校部門	45,320	46,812	100	115	57	461	46,829	48,371
912 中学校	中学校部門	178,455	182,490	390	682	194	281	181,278	185,377
913 高等学校	高等学校部門	933,413	926,605	1,394	22,715	1,716	47,083	952,311	945,365
914 高等教育機関	大学部門	2,127,921	2,198,915	29,843	37,483	0	265,523	2,439,111	2,809,859
	短期大学部門	308,210	284,652	2,477	4,131	0	24,467	313,320	
915 特殊教育諸学校	特殊教育諸学校部門	2,632	2,699	1	1		25	2,707	2,776
916 幼稚園	幼稚園部門	576,125	577,270	0	144	403	28,940	605,377	606,580
917 専修学校, 各種学校	専修学校部門	535,791	546,338	1,499	1,981	0	20,455	563,677	711,978
	各種学校部門	113,711	125,206	335	336	0	2,277	124,609	

(3) 国立大学法人

国立大学法人の生産額は、産業連関表における推計方法に準じて、下記の方法で推計した。

生産額の推計方法

国立大学（附属病院・附置研究所を除く）の 2003 年度経常経費
 = 消費的支出 + 図書購入費 + 共済組合負担金
 資本減耗引当
 内閣府推計額を使用
 暦年換算率
 = 2002 年度消費的支出 ÷ 2003 年度消費的支出 × 0.25 + 0.75
 生産額 = × +

国立大学及び短期大学（国立）の消費的支出及び図書購入費は、「学校基本調査」（文部科学省）より把握した。

共済組合負担金については、「文部科学省資料」を用いた。

² 医療施設経営による生産額はここでは含んでいない。

資本減耗引当は、内閣府推計額を基に、文部科学省が推計した資料を用いた。

国立大学法人が経営する医療施設については、別途推計した（資-29 ページ参照）。

●国立大学法人の生産額³

該当する産業分類		法人統計データにおける分類	消費的支出 (百万円)		図書購入費 (百万円)	人件費 (百万円)	共済組合負担金(H14年度) (百万円)	H12年度資本減耗引当 (百万円)	H15年推計生産額 (百万円)
中分類	小分類		H14年度	H15年度					
91 教育	914 高等教育機関	大学	1,159,671	1,179,568	12,398	700,339	195,011	370,511	1,751,639
		短期大学	8,272	7,089	42	6,006	1,672	1,288	10,459
合計			1,167,943	1,186,657	12,440	706,345	196,683	371,799	1,762,097

(4) 医療法人

「医療経済実態調査」(厚生労働省)より、施設あたりの医業収入を把握した。「医療施設(動態)調査・病院報告」(厚生労働省)より、医療法人立の医療施設数を把握し、両者のデータに乗じて、医療法人の医業部門の生産額とした。また、介護保険による生産額を加えた。

●医療法人の医業収入額

	施設あたりの 医業収入(百万円/月)		調査対象 医療施設数		医療施設数	H13年 医業収入 額 (百万円)
	介護保険事業に係る収入のない医療機関等	介護保険事業に係る収入のある医療機関等	介護保険事業に係る収入のない医療機関等	介護保険事業に係る収入のある医療機関等		
病院全体 (医療法人)	110.6	109.8	338	259	5,445	7,203,927
一般診療所 (その他)	14.1	15.5	383	81	25,418	4,375,270
歯科診療所 (その他)	6.7	14.7	89	4	7,599	642,336

資料) 厚生労働省「第14回医療経済実態調査」(2005年) 厚生労働省「医療施設(動態)調査・病院報告」(2003年)

医療法人が介護保険の枠組みを使って行う事業については、訪問看護(その他医療サー

³ 医療施設経営による生産額はここでは含んでいない。

ビス)、居宅及び施設で行う介護事業、老人福祉事業がある。

訪問看護については、「介護給付費実態調査」(厚生労働省)より把握した生産額を、「社会保障審議会・介護保険部会資料」(厚生労働省)より把握した2003年度の医療法人の指定法人数の割合を用いて按分した。

介護事業(居宅)は、医療系サービスとして考えられる「訪問リハビリテーション」及び「居宅療養管理指導」の合計生産額を、「医療施設(動態)調査・病院報告」の従業者数を用いて、「病院」「一般診療所」「歯科診療所」の3つの小分類に按分した。「訪問介護」の生産額は「介護給付費実態調査」より把握した生産額を、「社会保障審議会・介護保険部会資料」より把握した医療法人の指定法人数の割合を用いて按分した。

老人福祉事業(居宅)については、後述する方法(資-62ページ参照)により平成15年産業連関表簡易延長表を用いて把握した老人福祉事業の生産額を、医療法人の指定法人数の割合を用いて按分した。

介護事業(施設)については、後述する方法(資-63ページ参照)で推計した生産額をそのまま用いた。

● 介護保険の指定を受けた医療法人数

分類	医療法人	総数
訪問介護	1,428	15,612
訪問入浴介護	75	2,820
訪問看護	13,476	32,166
訪問リハビリテーション	8,516	22,334
居宅療養管理指導	14,576	61,272
合計	38,071	134,204

資料) 厚生労働省「社会保障審議会・介護保険部会資料」(2003年)

● 医療法人が行う介護事業(居宅)の生産額

小分類	生産額 (百万円)	按分後生産額 (百万円)
訪問リハビリテーション	5,503	2,098
居宅療養管理指導	21,018	5,000
合計	26,521	7,098

● 「病院」「一般診療所」「歯科診療所」の3つの小分類に按分した生産額

小分類	生産額(百万)	従業者数
病院	6,494	1,637,672
一般診療所	406	102,393
歯科診療所	198	50,011
合計	7,098	1,790,076

資料) 従業者数: 厚生労働省「医療施設調査・病院報告」(2003年)

● 訪問看護の生産額

小分類	生産額 (百万円)	按分後生産額 (百万円)
訪問看護	121,579	46,358

● 老人福祉事業

生産額 (百万円)	医療法人割合	按分後生産額 (百万円)
1,266,918	28%	359,399

● 介護事業（施設）の生産額

分類	生産額(百万円)
病院	795,219
診療所	57,007
その他医療サービス	1,255,461

以上のデータより、2001年度の医業収入を算出し、下記の各種インフレーターを乗じて、2003年の生産額を推計した。なお、事業規模の伸び率は、収入額と従業者数が同じ年次で入手することができないため、反映していない。

● 従業者数（医師数）

	従業者数(人)	
	H11 年	H14 年
病院	48,917	52,625
一般診療所	33,526	38,942
歯科診療所	13,972	14,393

資料) 厚生労働省「医療施設調査」(2004年)

● 消費者物価指数の伸び

H14 年	H15 年	伸び率
98.3	98.1	0.99

資料) 総務省「消費者物価指数」(2003年)

●医療法人の生産額

産業連関表 での基本分類	該当する産業分類		法人統計データ における分類	生産額(百万円)	
	中分類	小分類			
8311 - 03 医療 (医療法人等)	88 医療業	881 病院	病院	7,642,548	8,211,624
			介護(施設・病院)	562,583	
			介護(居宅・病院)	6,494	
		882 一般診療所	一般診療所	4,980,953	5,009,097
			介護(施設・一般診療所)	27,739	
			介護(居宅・一般診療所)	406	
		883 歯科診療所	歯科診療所	654,777	654,975
			介護(居宅・歯科診療所)	198	
		889 その他の医療業	訪問看護	46,358	46,358
	90 社会福祉	904 老人福祉事業	老人福祉	359,399	359,399
合計				14,281,455	14,281,455

(5) 社会福祉法人

社会福祉法人の生産額については、次の3つの生産額の合計で求められる。すなわち、「平成 15 年産業連関表簡易延長表」(経済産業省)の部門・社会福祉(非営利)に含まれる生産額、介護保険における生産額、そして社会福祉法人が経営する医療施設における生産額である。このうち、社会福祉法人が経営する医療施設における生産額については、別途推計した(資-29 ページ参照)。

まず、産業連関表の「社会福祉(非営利)」生産額より全体額を把握し、次に「社会福祉(非営利)」には、「法人以外の団体」及び「個人」が含まれるので、「会社以外の法人」を社会福祉法人と見なして、「平成 13 年事業所・企業統計調査」における従業者数で按分した。その後、「平成 13 年事業所・企業統計調査」における「会社以外の法人」の各章分類ごとの従業者数により、生産額を按分することにより、小分類ごとの生産額を推計した。

●社会福祉(非営利)の生産額

	生産額(百万円)
社会福祉(非営利)	3,008,947

資料) 経済産業省「平成 15 年産業連関表簡易延長表」(2005 年)

●「会社以外の法人」の従業者数比率と按分した生産額

	会社以外の法人	法人以外の団体	個人
従業者数(人)	731,243	19,771	29,912
比率	0.936	0.025	0.038
生産額(百万円)	2,817,516	76,179	115,252

資料) 総務省「平成 13 年事業所・企業統計調査」(2002 年)

● 従業者数により按分した社会福祉法人の小分類（日本標準産業分類）ごとの生産額

小分類	従業者数(人)	比率	生産額(百万円)
児童福祉事業	215,917	0.30	831,939
老人福祉事業	314,643	0.43	1,212,335
知的障害・身体障害者福祉事業	99,547	0.14	383,560
その他の社会保険, 社会福祉	101,136	0.14	389,682
小計	731,243	1.00	2,817,516

次に介護保険における生産額を推計した。社会福祉法人が、介護保険の枠組みで行う事業には、居宅サービスと施設サービスの二つが含まれる。それぞれのサービスについて、「介護保険法人指定件数」(厚生労働省)より、該当する部門の社会福祉法人の数をを用いて按分を行った。

● 介護保険事業（居宅）を行う社会福祉法人の数

	全体 (施設数)	社会福祉法人 (施設数)
訪問介護	15,612	2,781
訪問入浴介護	2,820	742
通所介護	10,412	5,535
通所リハビリテーション	5,746	475
短期入所生活介護	5,104	4,573
痴呆対応型共同生活介護	2,081	662
特定施設入所者生活介護	451	76
福祉用具貸与	6,227	103
合計	法人数	48,453
	割合	100.0%
		30.8%

資料) 厚生労働省「介護保険法人指定件数」

● 介護保険（居宅）の生産額

	生産額 (百万円)	按分後生 産額 (百万円)
老人福祉事業	1,266,918	390,825
その他の社会保険、社会福祉	381,469	117,677

● 介護保険事業（施設）を行う社会福祉法人の数

分類	案分に用いる分類	全体 (法人数)	社会福祉法人 (法人数)
介護老人福祉施設	短期入所生活介護	5,104	4,573
介護老人保健施設	短期入所療養介護	6,749	477

資料) 厚生労働省「介護保険法人指定件数」

●介護保険（施設）の生産額

	生産額 (百万円)	按分後生産額 (百万円)
介護老人福祉施設	1,567,910	1,404,791
介護老人保健施設	1,255,461	88,732
合計	2,823,371	1,493,523

●介護保険（施設及び居宅）の生産額

	生産額(百万円)		
	居宅	施設	合計
老人福祉事業	390,825	1,493,523	1,884,348
その他の社会福祉業	117,677	-	117,677

●社会福祉法人の生産額⁴

産業連関表 での基本分類	該当する産業分類		法人統計データにおける分類	生産額(百万円)	
	中分類	小分類			
8313-04 社会福祉 (非営利)	90 社会福祉	903 児童福祉事業	児童福祉事業	831,939	831,939
		904 老人福祉事業	老人福祉事業(社会保険)	1,212,335	3,096,683
			老人福祉事業(介護)	1,884,348	
		905 精神薄弱、身体障害者福祉事業	知的障害・身体障害者福祉事業	383,560	383,560
		909 その他の社会保険・社会福祉	その他の社会保険, 社会福祉(社会保険)	389,682	507,359
			その他の社会保険, 社会福祉(介護)	117,677	
	合計			4,819,541	4,819,541

(6) 消費生活協同組合

消費生活協同組合については、「消費生活協同組合実態調査」(厚生労働省)より事業高を把握し、生産額を求める。ただし、共済事業については、含めないこととした。

生協が行う購買事業については、「生協の経営統計」(日本生協連)より求めた一店舗あたりの平均職員数が、50人に満たないため、小分類「その他の各種販売商品小売業(従業員が常時50人未満のもの)」に含めた。

⁴ 医療施設経営による生産額はここでは含んでいない。

● 生協の店舗当たりの職員数

	H13 年度	H14 年度	H15 年度
常勤者数(人)	33,937	35,052	45,611
店舗数(数)	1,146	1,131	1,123
店舗当たりの平均職員数(人/店舗)	29.6	31.0	40.6

資料) 日本生協連「生協の経営統計」(2004 年)

医療生協のうち、病院、一般診療所、歯科診療所の事業高への按分は、「医療経済実態調査」(厚生労働省)における施設あたりの医業収入に、「日本生活協同組合連合会医療部会資料」より把握した医療生協の施設数を乗じて算出した。

● 医業生協の事業高の按分割合

	施設当たりの医業収入 (百万円/月)	施設数	推計医業収入額 (百万円/月)	按分割合
病院	644.8	78	50,294	0.92
診療所	14.2	295	4,189	0.08
歯科診療所	6.7	50	335	0.01

資料) 医業収入：厚生労働省「医療経済実態調査」(2005 年)

施設数：「日本生活協同組合連合会医療部会資料」(2005 年)

これらの値を用いて、消費生活協同組合の事業高を按分し、各小分類別の生産額とした。さらに以下の各種インフレーターを乗じて、2003 年の生産額とした。

ただし、中分類「72 洗濯・理容・浴場業」及び「90 福祉事業」については、按分する際のデータが存在しないため、中分類レベルでの生産額把握に留まっている。

● 事業規模、従業者数

	H13 年度	H14 年度
従業員1人当たりの事業収入 (百万円/人)	126	120
定時職員正規換算数(人)	26,633	28,320

資料) 厚生労働省「消費生活協同組合実態調査」(2003 年)

● 消費者物価指数の伸び

H14 年	H15 年	伸び率
98.3	98.1	0.99

資料) 総務省「消費者物価指数」(2003 年)

●消費生活協同組合の生産額

該当する産業分類		法人統計データ における分類		事業高(百万円)			生産額 (百万円) (H15年)
中分類	小分類			H13年度	H14年度	暦年換算後 (H14年)	
54 各種商品 小売業	549 その他の各 種商品小売業	購買事業		2,902,118	2,935,149	2,926,891	2,939,888
88 病院	881 病院	医療	病院	245,221	238,398	240,104	241,170
	882 一般診療所		一般 診療所	20,424	19,856	19,998	20,087
	883 歯科診療所		歯科 診療所	1,633	1,588	1,599	1,606
60 一般飲食 店	601 食堂・ レストラン	食堂・喫茶		41,941	41,630	41,708	41,893
	604 喫茶店						
70 不動産取 引業	702 不動産代理 業、仲介業	住宅		1,830	2,173	2,087	2,096
90 社会保険、 社会福祉	-	福祉事業		1,970	2,675	2,499	2,510
88 医療業	889 その他の 医療業	介護事業		32,924	40,636	38,708	38,880
75 旅館、 その他の宿泊 所	759 その他の 宿泊所	厚生施設		2,348	2,436	2,414	2,425
45 運輸に付 帯する サービス業	451 旅行業	サー ビス	旅行業	68,109	69,773	69,357	69,665
	453 貨物運送 取扱業		運送業				
72 洗濯・理 容・浴場業	-	その他	理容・ 美容・ クリーン グ	46,162	45,934	45,991	46,196
合計				3,364,681	3,400,250	3,391,358	3,406,416

(注)「549 その他の各種商品小売業」、「601 食堂・レストラン」、「604 喫茶店」、「702 不動産代理業、仲介業」、「759 その他の宿泊所」、「451 旅行業」、「453 貨物運送取扱業」、「72 洗濯・理容・浴場業」については、ソーシャル・マーケットに該当しないことから、本編 93 ページ以降の A 3 表には記載されていない。

(7) 農林水産漁業協同組合

農林水産漁業組合については、産業連関表では対企業民間非営利団体に分類されるため、事業収入より生産額を把握するところである。しかし、協同組合ごとには事業収入が把握できないため、それぞれの協同組合ごとに類似するデータを用いて推計を行った。

また、農林水産漁業組合が行う事業のうち、共済・信用事業については反映していない。

農業協同組合

農業協同組合には、共済・信用事業を行う「総合農協」と、同一の農産物のみを生産する農家が集まった「専門農協」がある。総合農協については、事業収入のデータが存在し

ないため、「総合農協一斉調査」(農林水産省)より事業総利益を把握した。共済・信用事業については前述の通り、反映していない。

また、農業協同組合が経営する医療施設については、別途推計した値を採用した(資-29ページ参照)。

●総合農協の事業総利益

科目	総利益(百万円)	
	平成13年度	平成14年度
購買事業	530,800	504,800
販売事業	137,232	134,900
その他の事業総利益	194,600	198,300
合計	862,632	838,000

資料) 農林水産省「総合農協一斉調査」(2003年)

専門農協については、事業収入のデータが存在しないため、「専門農協調査」(農林水産省)より事業収益を把握した。集計組合数に対する実働組合数の割合を乗じて、実働専門農協の事業収益とした。ただし、専門農協の事業収益については、2002年度しかデータが存在しないため、2002年度収益額を2002年収益額として用いた。

●専門農協の事業収益

	実働組合数	集計組合数	調査対象組合 の事業収益 (百万円)	実働専門農協 の事業収益 (百万円)
出資	-	726	554,403	-
非出資	-	143	3,233	-
合計	1,328	869	557,636	852,176

資料) 農林水産省「専門農協調査」(2003年)

森林組合

森林組合についても、事業収入データが存在しないため、「森林組合統計」(林野庁)より共済事業を除いた事業収益額を把握した。

なお、森林組合には、生産森林組合という組織も含まれているが、この組合は産業小分類では、「林業サービス業」を行っている主体に該当する。

●森林組合の事業収益額

	事業収益額(百万円)		
	H13年度	H14年度	暦年変換後 (H14年)
森林組合	279,983	267,193	270,391
生産森林組合	2,118	1,637	1,757

資料) 林野庁「森林組合統計」(2004年)

水産業協同組合

水産業協同組合についても、事業収入データが存在しないため、「水産業協同組合統計表」(水産庁)より、共済事業を除く事業収益額を把握する。この統計では沿岸地区出資漁協しか把握できないが、このほかに収入額を把握した統計は存在しない。

●水産業協同組合の事業収益額

事業収益(百万円)	
H12 年度	H13 年度
594,249	603,184

資料) 水産庁「水産業協同組合統計表」(2002 年)

これら ~ のデータから得られた事業収入額に下記の各種インフレーターを乗じて、2003 年の生産額を推計した。ただし、専門農協の事業規模については、把握できないため反映していない。

●従業者数

分類	従業者数(人)		
	H12 年度	H13 年度	H14 年度
農業協同組合	-	269,208	263,342
漁業協同組合	16,272	15,642	-
森林組合	-	8,237	8,088
生産森林組合	-	39	40

資料) 農林水産省「総合農協一斉調査」(2003 年) 農林水産省「専門農協統計」(2003 年) 林野庁「森林組合統計」(2004 年) 水産庁「水産業協同組合統計表」(2002 年)

●事業規模

分類	事業規模(百万円/人)		
	H12 年度	H13 年度	H14 年度
農業協同組合	-	73	58
漁業協同組合	36	37	-
森林組合	-	34	33
生産森林組合	-	54	41

資料) 農林水産省「総合農協一斉調査」(2003 年) 農林水産省「専門農協統計」(2003 年) 林野庁「森林組合統計」(2004 年) 水産庁「水産業協同組合統計表」(2002 年)

●企業向けサービス価格指数

H12 年平均価格指数	100
H13 年平均価格指数	98
H14 年平均価格指数	96
H15 年平均価格指数	94

資料) 日本銀行「対企業サービス価格指数」(2003 年)

● 農林水産漁業組合の生産額⁵

	該当する産業分類		法人統計データ における分類	事業収益額、利益額(百万円)		生産額(百万円)
	中分類	小分類		H13 年	H14 年	H15 年
8411-01 対企業民間非営利 団体	85 共同組合 (他に分類されな いもの)	851 農林水 産業等 協同組合 (他に分類され ないもの)	総合農協	-	844,158	1,619,813
			専門農協	-	852,176	
			漁業協同組合	600,950	-	530,989
			森林組合	-	270,391	239,004
021-101 育林	02 林業	021 育林業	生産森林組合	-	1,757	1,338

(8) 土地改良区

土地改良区については、生産額は産業連関表における生産額の推計方法に準じて行い、「土地改良区運営実態調査」(全国土地改良事業団体連合会)のデータは用いなかった。

生産額は、「地区あたりの賦課金」に「全土地改良区数」を乗じて推計した。それぞれのデータは、「農林水産省資料」により把握した。

2001 年の生産額に 2003 年度までの土地改良区数の増減率を乗じて、2003 年の生産額とした。

● 土地改良区の賦課金

	1 団体あたりの賦課金 (万円/団体)	
	H12 年度	H13 年度
経常賦課金 *	1,488	1,488
特別賦課金 * *	2,039	2,039
合計	3,527	3,527

(注) * 通常の賦課金。 * * 大規模な改修をした時などの賦課金。
資料)「農林水産省資料」(2005 年)

● 土地改良区数

	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度
土地改良区数	7,004	6,816	6,605	6,354

資料)「農林水産省資料」(2005 年)

⁵ 医療施設経営による生産額はここでは含んでいない。

●土地改良区の生産額

該当する産業分類		法人統計データ における分類	生産額(百万円)			インフレーター 土地改良区数の増減率	推計生産額 (百万円)
中分類	小分類		H12 年度	H13 年度	H13 年 (暦年変換後)		
01 農業	014 農業サービス業 (園芸サービス業を除く)	土地改良区	247,031	240,400	242,058	0.93	225,651

(9) 農事組合法人

農事組合法人の生産額を直接把握したデータは存在しない。そこで、「事業所・企業統計調査」の「会社以外の法人」を農事組合法人と捉え、全従業者数に占める割合を算出し、「平成 15 年産業連関簡易延長表」より求めた該当分野の生産額にその割合をかけて推計した。

また、農業サービス業については、上記の方法で求めた生産額から、土地改良区による農業サービス業生産額を減じて、農事組合法人の生産額とした。

●農事組合法人の従業者比率

	従業者数(人)					法人でない 団体 (農事組 合法人) の比率
	総数	民間セクター	行政セクター	会社以外の法人	法人でない団体	
耕種農業	44,495	32,595	604	10,172	1,124	0.23
畜産農業	49,813	39,952	1,499	8,138	224	0.16
養蚕農業	67	40	0	27	0	0.40
農業サービス業	58,810	8,025	1,118	47,115	2,552	0.80
園芸サービス業	17,048	16,480	5	438	125	0.03

資料) 総務省「平成 13 年事業所・企業統計調査」(2003 年)

●農事組合法人の生産額

該当する産業分類		法人統計データにおける 分類		H15 年度産業連関簡易延長表		農事組合法人 の比率	生産額 (百万円)
中分類	小分類						
01 農業	011 耕種農業	第2号法人 (農業経営)	果実	かんきつ	183,994	0.23	1,412,055
				りんご	127,425		
				その他の果実	445,855		
			野菜	野菜	2,479,058		
				かんしょ	103,318		
				ばれいしょ	157,222		
				大豆(国産)	46,158		
				その他の豆類	48,394		

				砂糖原料作物	105,699		
			米	米	2,240,148		
				稲わら	72,112		
			麦	小麦(国産)	132,455		
			工芸作物	大麦(国産)	24,367		
			花き花木	食用工芸作物(除別掲)	10,496		
			(小計)		6,176,701		
	012 畜産農業		生乳	生乳	698,838	0.16	408,243
			肉用牛	肉用牛	616,754		
			肉豚	豚	428,077		
			鶏卵	鶏卵	362,210		
			ブロイラー 成鶏	肉鶏	281,403		
			ひな種鶏	その他の畜産	111,590		
			(小計)		2,498,872		
	013 養蚕農業		蚕 卵、 稚 蚕、 繭	-	4	0.40	2
	014 農業サー ビス業	第1号法人 (農業に係る共同利用施設 の設置)	農業サービス (除獣医業)	499,803	0.80	174,761	
		第1号及び第2号法人					
合計							1,995,061

(注)「011 耕種農業」、「012 畜産農業」、「013 養蚕農業」については、ソーシャル・マーケットに該当しないことから、本編 97 ページの A 3 表には記載されていない。

(1 0) 更生保護法人

更生保護法人については、「法務省資料」を用いて経常収支額を生産額とした。

● 更生保護法人の生産額

該当する産業分類		法人統計データにおける分類	経常収入 (百万円)		生産額 (百万円)
中分類	小分類		H14 年度	H15 年度	
90 社会保険・ 社会福祉・ 介護事業	906 更生保護事業	更生保護法人	5,080	5,320	5,260

資料)「法務省資料」(2004 年)

(1 1) 商工会・商工会議所

商工会及び商工会議所の生産額は、産業連関表に準じて、「民間非営利団体実態調査報告」(内閣府)の経済団体の事業収入額より推計した。「民間非営利団体実態調査報告」から、商工会及び商工会議所の生産額を切り出すために、「全国商工会連合会資料」と「日本商工会議所資料」より従業者数を把握し、「平成 13 年事業所・企業統計調査」における「会社以外の法人」に占める割合を計算して、按分した。

● 経済団体の事業収入額

該当する産業分類		事業収入(百万円)	
		H14 年度	H15 年度
911 経済団体	収入計	1,293,713	1,359,500
	会費等の移転的収入	844,219	960,276
	事業収入	422,223	372,090
	利子収入	21,688	21,696
	配当収入	167	336
	賃貸料収入	5,416	5,102
	地代	302	563
	家賃	3,649	4,230
	その他	1,465	309

資料) 内閣府「平成 15 年度民間非営利団体実態調査報告」(2004 年)

● 従業者数

会社以外の法人	従業者数(人)	
	商工会	商工会議所
84,494	14,756	10,979

資料) 総務省「平成 13 年事業所・企業統計調査」(2003 年)「全国商工会連合会資料」(2004 年)
「日本商工会議所資料」(2004 年)

● 商工会・商工会議所の生産額

該当する産業分類		法人統計データにおける分類	推定生産額(百万円)		
中分類	小分類		H14 年度	H15 年度	H15 年
94 政治・経済・文化団体	941 経済団体	商工会	73,737	64,982	71,548
		商工会議所	54,863	48,349	53,234
		合計	128,600	113,330	124,782

(1 2) 労働組合

労働組合の生産額推計は、産業連関表における生産額の推計方法に準じて行う。具体的には、「民間非営利団体実態調査」(内閣府)における労働団体の値を労働組合の値とみなし、以下の式により求める。

$$\text{労働組合生産額} = \text{中間投入} + \text{雇用者所得} + \text{減価償却} + \text{間接税}$$

ただ、民間非営利団体実態調査の値は、2002 年度及び 2003 年度の値であるため、2003 年の生産額を推計するには、 $2002 \text{ 年度生産額} \times 0.25 + 2003 \text{ 年度生産額} \times 0.75$ により求める。

以上により、2002 年度、2003 年度の労働組合の生産額は、以下の通り推計できる。

	生産額（百万円）	
	2002 年度	2003 年度
仕入原価	427	1,976
消耗品費	5,740	4,597
光熱・水道料	1,846	1,346
印刷・製本費	8,281	6,662
人件費	114,445	115,903
賃借料計	5,458	7,050
減価償却費	857	710
租税・公課	630	339
他の事業経費	108,816	104,070
在庫増減	0	0
生産額	246,500	242,653

資料）経済社会総合研究所「平成 15 年度民間非営利団体実態調査報告」（2004 年）

そこで、2003 年労働組合生産額は以下により求められる。

$$\begin{aligned}\text{労働組合生産額} &= 246,500 \times 0.25 + 242,653 \times 0.75 \\ &= 243,615(\text{百万円})\end{aligned}$$

（ 1 3 ）宗教法人

宗教法人については、まず宗教分野全体の生産額を推計し、次に従業者数を用いて、小分類別の生産額に按分する。

宗教分野の生産額推計は、産業連関表における生産額の推計方法に準じて行う。具体的には、「民間非営利団体実態調査」（内閣府）における宗教団体の値を用い、以下の式により求める。

$$\text{宗教法人生産額} = \text{中間投入} + \text{雇用者所得} + \text{減価償却} + \text{間接税}$$

ただし、「民間非営利団体実態調査」の値は、2002 年度及び 2003 年度の値であるため、2003 年の生産額を推計するには、2002 年度生産額 $\times$ 0.25 + 2003 年度生産額 $\times$ 0.75 により求める。

以上により、2002 年度、2003 年度の宗教団体の生産額は、以下の通り推計できる。

	生産額（百万円）	
	2002 年度	2003 年度
仕入原価	105,146	106,523
消耗品費	50,485	36,494
光熱・水道料	85,174	81,673
印刷・製本費	16,710	21,785
人件費	747,566	611,720
賃借料計	35,838	30,551
減価償却費	116,193	102,152
租税・公課	59,124	36,967
他の事業経費	518,693	719,379
在庫増減	48	930
生産額	1,734,881	1,746,314

そこで、2003 年生産額は、以下により求められる。

$$\begin{aligned} \text{宗教団体生産額} &= 1,734,881 \times 0.25 + 1,746,314 \times 0.75 \\ &= 1,743,456 \text{ (百万円)} \end{aligned}$$

「民間非営利団体実態調査」の対象は、会社以外の法人及び法人ではない団体であるため、宗教法人の生産額を推計するには、以下の「平成 13 年事業所・企業統計従業者数」（総務省）を用いて、上記宗教団体生産額を按分する。（宗教法人＝会社以外の法人とした）

従業者数	会社以外の法人	法人ではない団体
神道系宗教	34,090	380
仏教系宗教	178,012	415
キリスト教系宗教	16,199	987
その他の宗教	43,576	525
合計	271,877	2,307

その結果、宗教法人の生産額は以下の通りとなった。

生産額(百万円)	宗教法人	法人ではない団体	合計
神道系宗教	216,768	2,416	219,185
仏教系宗教	1,131,926	2,639	1,134,565
キリスト教系宗教	103,005	6,276	109,281
その他の宗教	277,087	3,338	280,425
合計	1,728,786	14,670	1,743,456

（１４）NPO 法人

NPO 法人の生産額の推計にあたっては、有償部分と無償部分に分けて推計を行った。

有償部分については、「NPO 法人の実態及び認定 NPO 法人制度の利用状況に関する調査」（内閣府）における団体あたりの支出額に NPO 法人数を乗じて推計した。なお、当該調査は、2004 年に行ったアンケート調査であるが、その中で前事業年度の支出額を聞いたものであるので、これを 2003 年の値とした。

n=2,498	法人平均値(円)
特定非営利活動事業費	14,491,444
その他の事業費	1,300,110
その他の管理費	4,021,626
合計	19,813,181

2004 年の NPO 数については、内閣府の資料より 2003 年の数を平均すると、12,618 団体であるので、NPO 法人の有償部分の生産額は、以下の通りである。

$$\begin{aligned} \text{NPO 法人有償部分生産額} &= 19,813,181 \times 12,618 \\ &= 250,003 \text{ (百万円)} \end{aligned}$$

この値を NPO 法人の活動分野別の法人数及び事業規模に応じて重みをつけて、按分をする。

按分にあたって、活動分野別の法人数は、内閣府による統計データを用い、事業規模については、「NPO によるコミュニティビジネスの実態と経済効果等に関する調査研究((財)産業研究所、(株)第一総合研究所)」における活動分野別事業規模を用いた。

ただし、NPO 法人の活動分野は従来の 12 分野から 2003 年に 17 分野に拡大されたため、新たに加わった 5 分野の事業規模については、全体の平均規模と同等とした。

	法人数	平均事業収入 (百万円)	法人数 × 平均収入 (百万円)	重み	生産額(百万円)
保健、医療又は福祉の増進を図る活動	2,106	16.324	34,379	0.157028481	39257.54702
社会教育の推進を図る活動	1,692	6.561	11,104	0.050719848	12680.09997
まちづくりの推進を図る活動	1,392	11.519	16,031	0.073220816	18305.40294
学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	1,085	14.906	16,170	0.073858656	18464.86477
環境の保全を図る活動	1,035	32.948	34,092	0.155718215	38929.97699
災害救援活動	259	6.561	1,696	0.007747860	1936.986138
地域安全活動	305	6.561	1,999	0.009129658	2282.439286
人権の擁護又は平和の推進を図る活動	571	6.561	3,745	0.017107463	4276.912235
国際協力の活動	846	49.656	42,000	0.191836314	47959.59992
男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	344	6.561	2,254	0.010296415	2574.13162
子どもの健全育成を図る活動	1,374	9.321	12,808	0.058502055	14625.67277

情報化社会の発展を図る活動	35	18.403	642	0.002932224	733.0639381
科学技術の振興を図る活動	16	18.403	299	0.001367575	341.8974375
経済活動の活性化を図る活動	42	18.403	775	0.003541362	885.350133
職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	45	18.403	820	0.003744408	936.112198
消費者の保護を図る活動	19	18.403	341	0.001558677	389.6734987
前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	1,454	27.361	39,778	0.181689973	45422.98699
全体	12,618	18.403	218,935	1	250002.7179

次に無償部分の生産額については、2002 年に行われた「産業連関表を用いた NPO の経済分析」((独) 経済産業研究所) における活動分野別の有償 C T (Control Totals : 生産額) と無償 C T の割合を用いて無償 C T を推計する。

なお、この値については、コミュニティビジネスの事業規模の推計の中で使用されているものであり、分野によっては、数値を算出していないものがある。そのため数値を算出していない活動分野については、全体の平均値を用いる。

その結果、以下の通り生産額が推計された。

	無償 C T / 有償 C T 値分野	無償 C T / 有償 C T 値	有償 C T (百万円)	無償 C T (百万円)	C T 合計 (百万円)
保健、医療又は福祉の増進を図る活動	保健医療・社会福祉系	1.9181	39,258	75,300	114,557
社会教育の推進を図る活動	教育・文化・スポーツ系	1.9902	12,680	25,236	37,916
まちづくりの推進を図る活動	地域社会系	0.9049	18,305	16,565	34,870
学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	教育・文化・スポーツ系	1.9902	18,465	36,749	55,214
環境の保全を図る活動	環境保全系	1.6015	38,930	62,346	101,276
災害救援活動	全体平均	1.6536	1,937	3,203	5,140
地域安全活動	全体平均	1.6536	2,282	3,774	6,057
人権の擁護又は平和の推進を図る活動	全体平均	1.6536	4,277	7,072	11,349
国際協力の活動	国際交流・協力系	0.9974	47,960	47,835	95,795

男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	全体平均	1.6536	2,574	4,257	6,831
子どもの健全育成を図る活動	社会生活系	1.0841	14,626	15,856	30,481
情報化社会の発展を図る活動	全体平均	1.6536	733	1,212	1,945
科学技術の振興を図る活動	全体平均	1.6536	342	565	907
経済活動の活性化を図る活動	全体平均	1.6536	885	1,464	2,349
職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	全体平均	1.6536	936	1,548	2,484
消費者の保護を図る活動	全体平均	1.6536	390	644	1,034
前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	その他	1.7692	45,423	80,362	125,785
全体			250,003	383,988	633,991

NPO の活動分野について、以下の通り産業小分類に対応させた。

NPO 活動分野	産業小分類
保健、医療又は福祉の増進を図る活動	老人福祉事業
社会教育の推進を図る活動	社会教育
まちづくりの推進を図る活動	他に分類されない非営利的団体
学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	他に分類されない非営利的団体
環境の保全を図る活動	他に分類されない非営利的団体
災害救援活動	他に分類されない非営利的団体
地域安全活動	他に分類されない非営利的団体
人権の擁護又は平和の推進を図る活動	他に分類されない非営利的団体
国際協力の活動	他に分類されない非営利的団体
男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	他に分類されない非営利的団体
子どもの健全育成を図る活動	他に分類されない非営利的団体
情報化社会の発展を図る活動	他に分類されない非営利的団体
科学技術の振興を図る活動	他に分類されない非営利的団体
経済活動の活性化を図る活動	他に分類されない非営利的団体
職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	他に分類されない非営利的団体
消費者の保護を図る活動	他に分類されない非営利的団体
前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	他に分類されない非営利的団体

その結果、産業小分類別の生産額は以下のとおりとなった。

産業小分類	生産額(百万円)
老人福祉事業	114,557
社会教育	37,916
他に分類されない非営利的団体	481,518
合計	633,991

参考：医療法人以外の法人が経営する医療施設

今回調査対象とした法人の中で、医療法人以外に医療施設を経営しているのは、財団・社団法人（公益法人）、農業協同組合、消費者生活協同組合（医療生協）、社会福祉法人、学校法人、国立大学法人である。なお、消費者生活協同組合については、「日本生活協同組合連合会医療部会資料」などを用いて推計したため、ここでは対象としなかった（資-15 ページ参照）。

これらの法人については、「医療経済実態調査」（厚生労働省）における、施設あたりの医業収入（介護保険含む）に、「医療施設（動態）調査・病院報告」（厚生労働省）における、法人別の施設数を乗じることにより推計した。

●医療施設数

	財団・社団法人	学校法人	社会福祉法人	農業協同組合	国立大学法人
病院	400	101	162	118	57
一般診療所	942	124	5,101	62	102
歯科診療所	162	11	16	0	0

資料）厚生労働省「医療施設調査」（2003年）

●施設あたりの医業収入

	施設あたりの医業収入 (百万円/月)
病院	255
一般診療所	14
歯科診療所	7

（注）個人経営を除く施設のデータである
資料）厚生労働省「医療経済実態調査」（2005年）

以上のデータより、2001年度の医業収入を推計し、下記の各種インフレーターを乗じて、2003年の生産額を推計する。なお、事業規模の伸び率は、収入額と従業者数が同じ年次で入手できないため、反映していない。

● 従業者数（医師数）

	医師数(人)	
	H11 年	H14 年
病院	48,917	52,625
一般診療所	33,526	38,942
歯科診療所	13,972	14,393

資料) 厚生労働省「医療施設調査」(2003 年)

● 消費者物価指数の伸び

H13 年	H15 年	伸び率
98.9	98.1	0.99

資料) 総務省「消費者物価指数」(2003 年)

● 各法人の経営する医療施設の生産額

	生産額(百万円)				
	財団・ 社団法人	学校法人	社会福祉 法人	農業協同 組合	国立大学 法人
病院	1,214,888	306,759	492,030	358,392	173,122
一般診療所	158,200	20,825	856,664	10,412	17,130
歯科診療所	12,928	878	1,277	0	0

4. 法人種別従業者数・事業所数推計方法

(1) 財団・社団法人

財団及び社団法人の従業者数及び事業所数は、「公益法人概況調査」（総務省）より把握した。小分類別への按分は生産額の推計に用いた方法と同様の方法で推計した。ただし、データは2002年度のものである。

●小分類別の従業者数⁶

産業連関表 での基本 分類	該当する産業分類		従業者数
	中分類	小分類	
8411-02 対家計 民間非 営利団 体	94 政治・経済・文化団体	949 他に分類されない非営利的団体	170,320
		941 経済団体	44,277
		943 学術・文化団体	9,099
	91 教育	918 社会教育	65,756
		919 その他の教育施設	1,021
	95 その他のサービス業	951 集会場業	38,822
	92 学術研究機関	922 人文・社会科学研究所	18,803
		921 自然科学研究所	18,096
	88 医療業	881 病院	38,553
	19 出版・印刷・同関連産業	192 出版業	18,434
	86 その他の事業サービス業	862 商品検査業	21,086
	70 不動産取引業	701 建物売買業、土地売買業	3,396
	71 不動産賃貸業・管理業	711 不動産賃貸業	2,719
	86 その他の事業サービス業	863 計量証明業	4,788
	76 娯楽業	766 スポーツ施設提供業	3,430
	75 旅館、その他の宿泊所	759 その他の宿泊所	992
	90 社会保険・社会福祉	904 老人福祉事業	1,736
		903 児童福祉事業	2,138
		905 精神薄弱・身体障害者福祉事業	510
	93 宗教	931 神道系宗教	4
		932 仏教系宗教	4
		933 キリスト教系宗教	4
		939 その他の宗教	4
合計			463,991

(注)「919 その他の教育施設」、「192 出版業」、「862 商品検査業」、「701 建物売買業、土地売買業」、「711 不動産賃貸業」、「863 計量証明業」、「766 スポーツ施設提供業」、「759 その他の宿泊所」については、ソーシャル・マーケットに該当しないことから、本編93ページのA3表には記載されていない。

⁶ ここでの「病院」の従業者額は参考のために推計しているが、実際には資-42ページで解説しているように「医療経済実態調査」（厚生労働省）を用いて推計している。

● 小分類別の事業所数（法人数）⁷

産業連 関表 での基 本分類	該当する産業分類		法人数
	中分類	小分類	
8411-02 対家計 民間非 営利団 体	94 政治・経済・文化団体	949 他に分類されない非営利的団体	12,728
		941 経済団体	6,876
		943 学術・文化団体	3,254
	91 教育	918 社会教育	16,926
		919 その他の教育施設	38
	95 その他のサービス業	951 集会場業	3,246
	92 学術研究機関	922 人文・社会科学研究所	4,209
		921 自然科学研究所	1,920
	88 医療業	881 病院	146
	19 出版・印刷・同関連産業	192 出版業	501
	86 その他の事業サービス業	862 商品検査業	11,643
	70 不動産取引業	701 建物売買業、土地売買業	593
	71 不動産賃貸業・管理業	711 不動産賃貸業	98
	86 その他の事業サービス業	863 計量証明業	64
	76 娯楽業	766 スポーツ施設提供業	153
	75 旅館、その他の宿泊所	759 その他の宿泊所	46
	90 社会保険・社会福祉	904 老人福祉事業	44
		903 児童福祉事業	184
		905 精神薄弱・身体障害者福祉事業	19
	93 宗教	931 神道系宗教	1
		932 仏教系宗教	1
		933 キリスト教系宗教	1
		939 その他の宗教	1
合計			62,691

（注１）「919 その他の教育施設」、「192 出版業」、「862 商品検査業」、「701 建物売買業、土地売買業」、「711 不動産賃貸業」、「863 計量証明業」、「766 スポーツ施設提供業」、「759 その他の宿泊所」については、ソーシャル・マーケットに該当しないことから、本編 95 ページの A 3 表には記載されていない。

⁷ ここでの「病院」の事業所数は参考のために推計しているが、実際には資 - 42 ページで解説しているように「医療経済実態調査」（厚生労働省）を用いて推計している。

(2) 学校法人

学校法人の従業者数及び事業所数(学校数)は、「平成 15 年度学校基本調査」(文部科学省)より把握した。

●従業者数⁸

小分類	統計データによる分類	従業者数 (人)	合計 従業者数(人)
911 小学校	小学校部門	2,456	2,456
912 中学校	中学校部門	10,190	10,190
913 高等学校	高等学校部門	57,872	57,872
914 高等教育機関	大学部門	192,741	211,299
	短期大学部門	18,558	
915 特殊教育諸学校	特殊教育諸学校部門	198	198
916 幼稚園	幼稚園部門	24,240	24,240
917 専修学校, 各種学校	専修学校部門	33,823	45,751
	各種学校部門	11,928	
合計			352,006

資料) 文部科学省「平成 15 年度学校基本調査」(2004 年)

●事業所数(学校数)⁹

小分類	統計データによる分類	学校数	合計学校数
911 小学校	小学校部門	179	179
912 中学校	中学校部門	700	700
913 高等学校	高等学校部門	1,314	1,314
914 高等教育機関	大学部門	526	989
	短期大学部門	463	
915 特殊教育諸学校	特殊教育諸学校部門	15	15
916 幼稚園	幼稚園部門	8,386	8,386
917 専修学校, 各種学校	専修学校部門	3,133	5,057
	各種学校部門	1,924	
合計			16,640

資料) 文部科学省「平成 15 年度学校基本調査」(2004 年)

⁸ 医療施設経営による従業者数はここでは含んでいない。

⁹ 医療施設経営による事業所数はここでは含んでいない。

(3) 国立大学法人

国立大学法人の従業者数及び事業所数(学校数)は、「平成 15 年度学校基本調査」(文部科学省)より把握した。

●従業者数・事業所(学校)数¹⁰

小分類	統計データによる分類	教職員数(人)	学校数(数)
914 高等教育機関	大学部門	116,375	100
	短期大学部門	11,556	13
合計		127,931	113

資料) 文部科学省「平成 15 年度学校基本調査」(2004 年)

(4) 医療法人

従業者数、事業所(病院)数は、「平成 15 年医療施設調査、病院報告」(厚生労働省)より把握した。

●従業者数

小分類	統計データによる分類	従業者数(人)
881 病院	病院	1,637,672
882 一般診療所	一般診療所	102,393
883 歯科診療所	歯科診療所	50,011

資料) 厚生労働省「平成 15 年医療施設調査、病院報告」(2003 年)

●事業所数

小分類	統計データによる分類	医療法人立医療施設数
881 病院	病院	5,588
882 一般診療所	一般診療所	28,330
883 歯科診療所	歯科診療所	7,891
合計		41,809

資料) 厚生労働省「平成 15 年医療施設調査、病院報告」(2003 年)

(5) 社会福祉法人

社会福祉法人については、「平成 15 年度社会福祉施設等調査」(厚生労働省)における施設従業者数により代替した。

¹⁰ 医療施設経営による従業者数及び事業所数はここでは含んでいない。

● 従業者数¹¹

区分	施設		居宅支援事業所						合計(人)
	施設	従業者数 (人)	居宅介護等 事業	従業者数 (人)	デイサービス 事業	従業者数 (人)	短期入所 事業	従業者数 (人)	
903 児童福祉事業	児童福祉施設	214,413	児童居宅介護等事業	8,314	児童デイサービス事業	2,481	児童短期入所事業	3,605	228,813
904 老人福祉事業	老人福祉施設	42,211	-	-	-	-	-	-	42,211
905 精神薄弱、身体障害者福祉事業	身体障害者更生援護施設	32,948	身体障害者居宅介護等事業	34,296	身体障害者デイサービス事業	4,468	身体障害者短期入所事業	2,506	174,156
	知的障害者援護施設	73,199	知的障害者居宅介護等事業	12,149	知的障害者デイサービス事業	2,042	知的障害者短期入所事業	5,573	
	精神障害者社会復帰施設	3,397	-	-	-	-	知的障害者地域生活援助事業所	3,578	
909 その他の社会保険・社会福祉	保護施設	5,024	-	-	-	-	-	-	10,371
	母子福祉施設	164	-	-	-	-	-	-	
	婦人保護施設	0	-	-	-	-	-	-	
	その他の社会福祉施設等	5,183	-	-	-	-	-	-	
合計		21,536	小計	54,759	小計	8,991	小計	15,262	469,951

資料) 厚生労働省「社会福祉施設等調査」(2005年)

● 事業所数¹²

区分	施設		居宅支援事業所						合計
	施設	施設数	居宅介護等 事業	事業所数	デイサービス 事業	事業所数	短期入所 事業	事業所数	
903 児童福祉事業	児童福祉施設	10,224	児童居宅介護等事業	638	児童デイサービス事業	196	児童短期入所事業	1,474	12,532
904 老人福祉事業	老人福祉施設	5,528	-	-	-	-	-	-	5,528
905 精神薄弱、身体障害者福祉事業	身体障害者更生援護施設	1,384	身体障害者居宅介護等事業	1,292	身体障害者デイサービス事業	580	身体障害者短期入所事業	928	14,272
	知的障害者援護施設	3,290	知的障害者居宅介護等事業	893	知的障害者デイサービス事業	398	知的障害者短期入所事業	2,201	

¹¹ 医療施設経営による従業者数はここでは含んでいない。

¹² 医療施設経営による事業所数はここでは含んでいない。

	精神障害者 社会復帰施設	607	-	-	-	-	知的障害者 地域生活援助事業所	2,699	
909 その他の 社会保険 ・社会福祉	保護施設	194	-	-	-	-	-	-	517
	母子福祉施設	15	-	-	-	-	-	-	
	婦人保護施設	14	-	-	-	-	-	-	
	その他の社会福祉施設等	294	-	-	-	-	-	-	
合計		21,550	小計	2,823	小計	1,174	小計	7,302	32,849

資料) 厚生労働省「社会福祉施設等調査」(2005年)

(6) 消費生活協同組合

従業者(職員)数は、「消費生活協同組合実態調査」(厚生労働省)より職員数(正職員数)を把握した。事業所数は、「その他の各種商品小売業」については、店舗数を「2003年度生協の経営統計」(日本生協連)より把握した。ただし、ソーシャル・マーケット該当業種に含まれないため、本編93、95ページのA3表には記載されていない。なお、消費者生活協同組合が経営する病院等の従業者数・事業所数については、資-42ページ以降の方法で推計した。

なお、消費生活協同組合が実施する事業については、他に飲食店や旅行業などが含まれるが、これらは「その他の各種商品小売業」に分類される店舗に併設されているものとして、データは反映していない。

●従業者(職員)数¹³

	H14年度
正職員数(人)	61,307

資料) 厚生労働省「消費生活協同組合実態調査」(2005年)

●事業所数¹⁴

	小分類	事業所数
54 各種商品小売業	549 その他の各種商品小売業	1,123

資料) 日本生協連「2003年度生協の経営統計」(2004年)

¹³ 医療施設経営による従業者数はここでは含んでいない。

¹⁴ 医療施設経営による従業者数はここでは含んでいない。

(7) 農林水産漁業協同組合

農業協同組合のうち、総合農協については農林水産省「総合農協一斉調査」より、専門農協については農林水産省「専門農協統計」より、それぞれの従業者数及び、事業所（組合）数を把握した。

漁業協同組合については、水産庁「水産業協同組合統計表」より従業者数及び、事業所（組合）数を把握した。

森林組合及び、生産森林組合については、林野庁「森林組合統計」より従業者数及び、事業所（組合）数を把握した。

● 従業者数¹⁵

小分類	法人統計データによる分類		従業者数 (人)	合計従業者 数(人)
851 農林水産業等 協同組合 (他に分類されないもの)	農業協同組 合	総合農協	257,541	264,252
		専門農協	6,711	
	漁業協同組合		15,642	15,642
	森林組合	森林組合	8,088	9,377
021 育林業		生産森林組合	1,289	
合計			289,271	289,271

資料) 農林水産省「総合農協一斉調査」(2003年)、農林水産省「専門農協統計」(2003年)、
林野庁「森林組合統計」(2004年)、水産庁「水産業協同組合統計表」(2002年)

● 事業所（法人）数¹⁶

小分類	法人統計データによる分類		法人数	合計法人数
851 農林水産業等 協同組合 (他に分類されないもの)	農業協同組合	総合農協	952	3,666
		専門農協	2,714	
	漁業協同組合		1,506	1,506
	森林組合	森林組合	990	1,538
		生産森林組合	548	
021 育林業				
合計			6,710	6,710

資料) 農林水産省「総合農協一斉調査」(2003年)、農林水産省「専門農協統計」(2003年)、
林野庁「森林組合統計」(2004年)、水産庁「水産業協同組合統計表」(2002年)

(8) 農事組合法人

農事組合法人の従業者数は、「平成13年事業所・企業統計」(総務省)において該当する小分類の「会社以外の法人」から、土地改良区の従業員数を減じて、把握した。

事業所数は、農林水産省へのヒアリングより2003年度の全農事組合法人数を把握し、上記で把握した小分類別の従業者数比率を用いて按分する。

¹⁵ 医療施設経営による従業者数はここでは含んでいない。

¹⁶ 医療施設経営による事業者数はここでは含んでいない。

● 従業者数

小分類	総数	従業者数(人)				
		民間 セクター	行政 セクター	会社以外 の法人	土地 改良区	農事組合 法人
011 耕種農業	43,371	32,595	604	10,172	-	10,172
012 畜産農業	49,589	39,952	1,499	8,138	-	8,138
013 養蚕農業	67	40	0	27	-	27
014 農業サービス業	56,258	8,025	1,118	47,115	8,186	38,929
合計	166,208	97,092	3,226	65,890	8,186	57,704

(注)「011 耕種農業」、「012 畜産農業」、「013 養蚕農業」については、ソーシャル・マーケットに該当しないことから、本編 93 ページ以降の A 3 表には記載されていない。

資料) 総務省「平成 13 年事業所・企業統計調査」(2003 年)

● 事業所数(法人数)

小分類	事業所数
011 耕種農業	1,178
012 畜産農業	942
013 養蚕農業	3
014 農業サービス業	4,508
合計	6,631

(注)「011 耕種農業」、「012 畜産農業」、「013 養蚕農業」については、ソーシャル・マーケットに該当しないことから、本編 93 ページ以降の A 3 表には記載されていない。

資料)「農林水産省資料」(2005 年)

(9) 土地改良区

土地改良区については、「平成 13 年度土地改良区運営実態調査」(全国土地改良事業団体連合会)より、従業者数及び事業所数(土地改良区数)を把握する。

なお、この調査は 5 年に一度、実施されるものであり、平成 13 年度版が最新となっている。

● 従業者数・事業所(土地改良区)数

	従業者数(人)	事業所数
014 農業サービス業 (園芸サービス業を除く)	8,186	6,354

資料) 全国土地改良事業団体連合会「平成 13 年度土地改良区運営実態調査」(2002 年)

(10) 更生保護法人

更生保護法人については、「法務省資料」より従業者数と事業所数を把握した。

● 従業者数・事業所数

	平成 15 年度
総職員数(人)	581
施設設置法人数(施設数)	99

資料)「法務省資料」(2004 年)

(11) 商工会・商工会議所

商工会及び商工会議所については、「全国商工会連合会資料」と「日本商工会議所資料」より従業者数及び事業所数を把握した。

なお、事業所数については、商工会数及び商工会議所数とほぼ同数のため、これらのデータで代替した。

● 従業者数

該当する産業分類		法人統計データに おける分類	従業者数(人)
中分類	小分類		
94 政治・ 経済・ 文化団体	941 経済 団体	商工会	14,433
		商工会議所	10,582
合計			25,015

資料)「全国商工会連合会資料」(2004 年)及び「日本商工会議所資料」(2004 年)

● 事業所数(商工会数、商工会議所数)

該当する産業分類		法人統計データに おける分類	事業所数
中分類	小分類		
94 政治・ 経済・ 文化団体	941 経済 団体	商工会	2,776
		商工会議所	527
合計			3,303

資料)「全国商工会連合会資料」(2004 年)及び「日本商工会議所資料」(2004 年)

(12) 労働組合

労働組合数については、2003 年「労働組合実態調査」(厚生労働省)より、把握した。従業者数としては、組合あたりの、平均専従者数と平均専従書記数に組合数を乗じて、推計した。

●法人数と従業者数

1労働組合当たり		労働組合数	推計 専従職員数(人)
平均 専従者数	平均 専従書記数		
2.7	1.4	29,745	121,955

資料)厚生労働省「労働組合実態調査」(2004年)

(13)宗教法人

宗教法人については、「宗教年鑑」(文部科学省)より、従業者数及び事業所数を把握した。なお、従業者数については、教師数で代替した。

●従業者数

	教師数(人)
神道系	84,186
仏教系	303,832
キリスト教系	28,474
諸教	233,926
計	650,418

資料)文部科学省「平成15年度版宗教年鑑」(2004年)

●事業所数(法人数)

	事業所数(数)
神道系	85,212
仏教系	77,640
キリスト教系	4,445
諸教	15,337
計	182,634

資料)文部科学省「平成15年度版宗教年鑑」(2004年)

(14)NPO法人

NPO法人の活動分野別の法人数は、内閣府による統計データを用いた。NPO法人数は複数回答可能な設立目的により分類されている。

そこで、設立目的別の実際の法人数(目的別実法人数)は以下の式で推計した。

$$\text{目的別実法人数} = (\text{実法人数合計} / \text{延べ法人数合計}) \times \text{目的別延べ法人数}$$

また、法人数は年に4回調査されているので、2003年度全体のデータとしては、4回の調査の平均値を用いた。

従業者数については、「NPO法人活動実態調査の概要」((独) 経済産業研究所) より、2003 年度の法人当たりの従業者数に、NPO法人数を乗じて推計した。

● 法人数と従業者数

法人データにおける分類		小分類	延べ法人数	法人数		従業者数 (人)
				法人分類	小分類	
第 1 号	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	老人福祉事業	7,411	2,106	2,106	5,897
第 2 号	社会教育の推進を図る活動	社会教育	5,956	1,692	1,692	4,739
第 3 号	まちづくりの推進を図る活動	他に分類されない非営利的 団体	4,897	1,392	8,819	24,693
第 4 号	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動		3,817	1,085		
第 5 号	環境の保全を図る活動		3,641	1,035		
第 6 号	災害救援活動		910	259		
第 7 号	地域安全活動		1,072	305		
第 8 号	人権の擁護又は平和の推進を図る活動		2,009	571		
第 9 号	国際協力の活動		2,976	846		
第 10 号	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動		1,209	344		
第 11 号	子どもの健全育成を図る活動		4,835	1,374		
第 12 号	情報化社会の発展を図る活動		123	35		
第 13 号	科学技術の振興を図る活動		57	16		
第 14 号	経済活動の活性化を図る活動		148	42		
第 15 号	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動		157	45		
第 16 号	消費者の保護を図る活動		65	19		
第 17 号	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動		5,116	1,454		
合計			12,618	12,618	12,618	35,329

参考：医療法人以外の法人が経営する病院、一般診療所、歯科診療所

医療法人以外の法人が経営する病院、一般診療所、歯科診療所については、「医療施設実態調査」（厚生労働省）より医療施設数を把握した。

また、病院の従業者数については、「医療施設実態調査」（厚生労働省）より把握した。一般診療所及び歯科診療所の従業者数については、「医療経済実態調査」（厚生労働省）より、施設あたりの従業者数を把握し、医療施設数を乗じることで推計した。

●事業所数（医療施設数）

	財団・社団法人	学校法人	社会福祉法人	農業協同組合	消費者生活協同組合	国立大学法人
病院	400	101	167	122	76	57
一般診療所	930	124	5,322	61	292	102
歯科診療所	159	11	16	53	36	0

資料）厚生労働省「医療施設実態調査」（2005年）

●施設あたりの従業者数

	施設あたりの従業者数(人)
一般診療所	10
歯科診療所	7

（注）介護保険収入無し及び有りの施設

資料）厚生労働省「医療経済実態調査」（2005年）

●従業者数

	従業者数(人)					
	財団・社団法人	学校法人	社会福祉法人	農業協同組合	消費者生活協同組合	国立大学法人
病院	94,947	28,477	47,086	34,398	21,428	16,071
一般診療所	9,207	1,228	52,688	604	2,891	1,010
歯科診療所	1,065	74	107	355	241	0

資料）厚生労働省「医療経済実態調査」（2005年）

II．業種別事業規模推計方法

事業規模の推計方法については、以下に述べる通りである。各業種別の事業規模の把握方法については、資-46 ページ以降に記載した。

1．対象業種の選定

(1) 本章で対象とした業種～“ソーシャル・マーケット”～

ソーシャル・マーケットの担い手としては、ソーシャル・エンタープライズやボランティアなどの幅広い主体が該当するが、その活動を経済的に把握できるのは、主として対価を取って事業を運営するソーシャル・エンタープライズと考えられる。

そこで本章における、“ソーシャル・マーケット”の前提条件として下記を設定し、既存の統計データからこの条件に該当する業種（日本標準産業分類小分類）を抽出した。

- 1) 従業者数¹⁷について、非営利セクターまたは行政セクターの占める割合が 60% 超¹⁸である業種
- 2) 1) に該当する業種のうち、行政セクターの占める割合が非常に高い業種

さらに、この 2 つの条件より抽出された業種のうち、本章の推計の対象とすべきではない業種、あるいは抽出はされなかったが推計の対象とすべき業種について、個別に検討を行った。

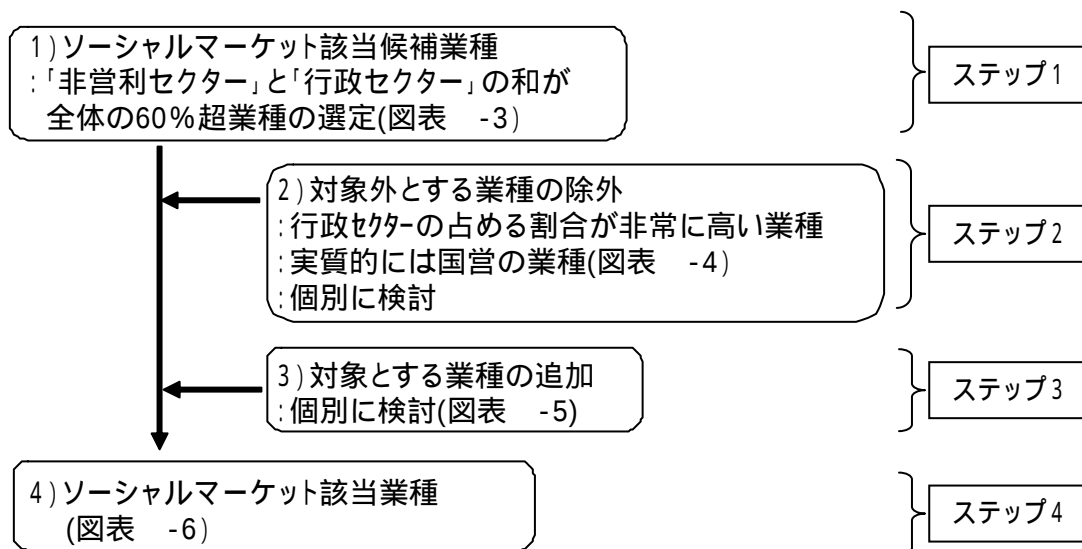
(2) 選定の手順

“ソーシャル・マーケット”該当業種（小分類）の選定にあたっては、図表 II-1 に示すフローにより行った。

¹⁷ ここで事業所数ではなく従業者数に着目したのは、事業所数の場合、事業所の規模の大きさの違いによる影響があるためである。

¹⁸ 抽出割合について、確実に非営利セクターと行政セクターが大半を占めていること、また、図表 II-1 の抽出フローにおける 2) 3) で大幅な調整を行う必要がないことから、60% 超と設定した。

図表 11-1 “ソーシャル・マーケット” 該当業種の選定フロー



ステップ1 「非営利セクター」と「行政セクター」の和が全体の60%を超える業種（小分類）の選定

ここでいう「非営利セクター」とは、「平成13年事業所・企業統計」において、「経営組織」が、「会社以外の法人」と「法人以外の団体」を合わせたものである。これは、本章で“ソーシャル・マーケット”対象法人種とした法人種が、事業所・企業統計における経営組織分類では、「会社以外の法人」に属すること、及び“ソーシャル・マーケット”で活動している任意団体は、「法人以外の団体」に含まれるためである。

また、「平成13年事業所・企業統計」において、「民営」という法人の分類からのうち、「会社以外の法人」及び「法人以外の団体」を除いたものを「民間セクター」として、「総数」より「非営利セクター」及び「民間セクター」を除いたものを「行政セクター」とした。

そして、「非営利セクター」及び「行政セクター」を合わせた従業者数が当該業種全体の従業者数の60%超¹⁹を占める業種（小分類）を抽出し、これを“ソーシャル・マーケット”該当候補業種とした。ここで、非営利セクターだけではなく、行政セクターにも着目したのは、行政セクターからのアウトソーシングにより非営利セクターに移行する可能性がある業種についても考慮したためである。

¹⁹ 前述のとおり、ソーシャル・マーケットには明確な定義が存在しないため、“ソーシャル・マーケット”該当候補業種の抽出にあたっては、抽出割合について、40%超、50%超、60%超の3つのパターンについて検討を行った。その結果、抽出された業種を検討したところ、抽出割合が60%超の場合に、“ソーシャル・マーケット”に該当すると考えられる業種が最もよく抽出されたため、60%超を採用した。

図表 11-2 “ソーシャル・マーケット” 該当候補業種（小分類）の選定の仕方

		非営利セクター		民間セクター		行政セクター	非営利セクター及び行政セクターの従業員数の和の割合
		会社以外の法人	法人以外の団体	会社	個人	国及び地方公共団体	
		民間 総数					
標準産業分類での業種小分類	A	...	...		...	> 60%	} ソーシャルマーケット 該当候補業種
	B	...	...		...	> 60%	
	C	...	...		...	> 60%	
	...	...	...		...	> 60%	
	...	...	...		...	60%	
	...	...	...		...	60%	
	...	...	...		...	60%	
	...	...	...		...	60%	

「ソーシャル・マーケット」
該当候補業種

上記の結果、“ソーシャル・マーケット” 該当候補業種として、図表 11-3に示す業種が抽出された。

図表 11-3 「非営利」+「行政」が60%超の業種（小分類）
（“ソーシャル・マーケット” 該当候補業種）

○ 農業サービス業	○ 育林業	○ 内水面漁業	○ その他の金属鉱業
○ 上水道業	○ 工業用水道業	○ 下水道業	○ 運輸施設提供業
○ 郵便業	○ 中央銀行	○ 中小企業金融機関	
○ その他の中小企業等金融業		○ 農林水産系統組合中央機関	
○ 農林水産系統組合に対する金融機関		○ 農林水産業に対する地域金融機関	
○ 郵便貯金・為替・振替業務取扱機関		○ 海外投融資等政府関係金融機関	
○ 中小企業・庶民政府関係金融機関		○ 農林水産政府関係金融機関	
○ 住宅専門政府関係金融機関		○ その他の政府関係金融機関	
○ 取引所	○ 共済事業	○ 火葬・墓地管理業	
○ 競輪・競馬等の競走場		○ 競輪・競馬等の競技団	
○ 公共放送業（有線放送業を除く）		○ 農林水産業協同組合	
○ 事業協同組合	○ 病院	○ その他の医療業	○ 保健所
○ 健康相談施設	○ 検疫所（動物検疫所、植物防疫所を除く）	○ 児童福祉事業	○ その他の保健衛生
○ 社会保険事業団体	○ 福祉事務所	○ 更生保護事業	○ 老人福祉事業
○ 知的障害・身体障害者福祉事業		○ 小学校	○ 中学校
○ その他の社会保険、社会福祉		○ 特殊教育諸学校	○ 幼稚園
○ 高等学校	○ 高等教育機関	○ 人文・社会科学研究所	
○ 専修学校、各種学校	○ 社会教育	○ キリスト教系宗教	○ その他の宗教
○ 神道系宗教	○ 仏教系宗教	○ 学術・文化団体	○ 政治団体
○ 経済団体	○ 労働団体	○ 集会場	
○ 他に分類されない非営利的団体			
○ 他に分類されないサービス業			

ステップ2 対象外とする業種の除外

次に、ステップ1で抽出した業種別に、次の条件によりチェックを行い、この条件に該当すると考えられる業種を、“ソーシャル・マーケット” 該当候補業種から除外した。

- ・業種の性格上、“ソーシャル・マーケット”に該当しないと考えられる業種
- ・行政セクターの占める割合が非常に高い業種
- ・実質的には国営の業種

その結果、図表 11-4に示す業種を事業規模を推計する対象より除外した。

図表 11-4 対象外とした業種

業種（小分類）	理由
内水面漁業	ソーシャル・マーケット該当業種ではない
その他の金属工業	ソーシャル・マーケット該当業種ではない
上水道業	行政セクターの占める割合が高い
工業用水道業	行政セクターの占める割合が高い
下水道業	行政セクターの占める割合が高い
郵便業	実質的には国営
中央銀行等金融機関	ソーシャル・マーケット該当業種ではない
取引所	ソーシャル・マーケット該当業種ではない
共済事業	ソーシャル・マーケット該当業種ではない
競輪・競馬等の競争場	ソーシャル・マーケット該当業種ではない
競輪・競馬等の競争団	ソーシャル・マーケット該当業種ではない
公共放送	実質的には国営
保健所	行政セクターが 100%
検疫所	行政セクターが 100%
福祉事務所	行政セクターが 100%
公務全般	行政セクターが 100%

ステップ3 追加する業種の選定

一方で、ステップ1で抽出されなかった業種の中で、その業種の性格上、“ソーシャル・マーケット”該当業種とするのが適当と考えられる業種については、これを追加した。

図表 11-5 追加した業種

業種（小分類）	理由
一般診療所	医療業のうち、既に入っている病院以外の業種 （医療業は、全て“ソーシャル・マーケット”とした）
歯科診療所	
助産所	
療術業	
歯科技工所	
医療に附帯するサービス業	
その他の教育施設	教育業のうち、欠けている業種 （教育業は、全て“ソーシャル・マーケット”とした）
自然科学研究所	学術研究機関のうち、欠けている業種 （学術研究機関は、全て“ソーシャル・マーケット”とした）

ステップ4 “ソーシャル・マーケット” 該当業種の選定

以上のステップ1～ステップ3の検討の結果、図表 11-6に示した小分類を「“ソーシャル・マーケット” 該当業種」として選定した。

図表 11-6 本章における「“ソーシャル・マーケット” 該当業種（小分類）」

○ 農業サービス業	○ 育林業	○ 林業サービス業	○ 運輸施設提供業
○ 火葬・墓地管理業	○ 農林水産業協同組合	○ 事業協同組合	○ 病院
○ 一般診療所	○ 歯科診療所	○ 助産所	○ 療術業
○ 歯科技工所	○ 医療に附帯するサービス業		○ その他の医療業
○ 健康相談施設	○ その他の保健衛生	○ 社会保険事業団体	○ 児童福祉事業
○ 老人福祉事業	○ 知的障害・身体障害者福祉事業		○ 更生保護事業
○ その他の社会保険、社会福祉		○ 小学校	○ 中学校
○ 高等学校	○ 高等教育機関	○ 特殊教育諸学校	○ 幼稚園
○ 専修学校、各種学校	○ 社会教育	○ 人文・社会科学研究所	
○ 自然科学研究所	○ 神道系宗教	○ 仏教系宗教	○ キリスト教系宗教
○ その他の宗教	○ 経済団体	○ 労働団体	○ 学術・文化団体
○ 政治団体	○ 他に分類されない非営利的団体		○ 集会場
○ 他に分類されないサービス業			

なお、“ソーシャル・マーケット”の事業規模の分析（本章3.）においては、「日本標準産業分類」（平成5年版）の中分類で分析結果を記述しているため、図表 11-6に示した“ソーシャル・マーケット” 該当業種を中分類レベルで整理すると、図表 11-7の通りである。ただし、ここでいう中分類は、“ソーシャル・マーケット” 該当業種のみで構成されており、日本標準産業分類における中分類に含む小分類を全て含むわけではない²⁰。

²⁰ 例えば、ここでの「農業」に含まれる小分類は、「農業サービス業」のみであり、他の小分類（耕種農業など）は含まない。

図表 11-7 “ソーシャル・マーケット” 該当業種の中分類と小分類の関係

中分類	左記に含まれる小分類
農業	○ 農業サービス業
林業	○ 育林業 ○ 林業サービス業
運輸に附帯するサービス業	○ 運輸施設提供業
その他生活関連サービス業	○ 火葬・墓地管理業
協同組合	○ 農林水産業協同組合 ○ 事業協同組合（他に分類されないもの）
医療業	○ 病院 ○ 一般診療所 ○ 歯科診療所 ○ 助産所 ○ 療術業 ○ 歯科技工所 ○ 医療に附帯するサービス業 ○ その他の医療業（訪問看護、老人保健施設）
保健衛生	○ 健康相談施設（病気の予防や治療等についての相談指導、母子保健相談などを行う施設） ○ その他の保健衛生（疫病の予防や健康管理等に必要 な検査や保健衛生上必要な消毒等を行う事業所）
社会保険・社会福祉	○ 社会保険事業団体 ○ 児童福祉事業（保育所等） ○ 老人福祉事業 ○ 知的障害・身体障害者福祉事業 ○ 更生保護事業（免囚保護、少年保護などの更生保護 事業を行う団体及び施設） ○ その他の社会保険、社 会福祉（他に分類されない社会保険または社会福祉の 事業を行う事業所。社会福祉協議会、共同募金会など）
教育	○ 小学校 ○ 中学校 ○ 高等学校 ○ 高等教育機関 ○ 特殊教育諸学校 ○ 幼稚園 ○ 専修学校、各種学校 ○ 社会教育（学校教育を除く 組織的な教育活動を行う施設や事業所。公民館、図書 館など）
学術研究機関	○ 人文・社会科学研究所 ○ 自然科学研究所
宗教	○ 神道系宗教 ○ 仏教系宗教 ○ キリスト教系宗教 ○ その他の宗教
政治・経済・文化団体	○ 経済団体 ○ 労働団体 ○ 学術・文化団体 ○ 政治団体 ○ 他に分類されない非営利的団体
その他サービス業	○ 集会場（各種集会及び催しの利用に供する施設を運 営する事業所。文化会館、公会堂など） ○ 他に分類 されないサービス業

2. 推計方法の概要

(1) 従業者数

「平成 13 年事業所・企業統計」の「経営組織」において、「会社以外の法人」及び「法人以外の団体」を「非営利セクター」、「民営」のうち、「会社以外の法人」及び「法人以外の団体」を除いたものを「民間セクター」、「総数」より「非営利セクター」及び「民間セクター」を除いたものを「行政セクター」とし、従業者総数をそれぞれ把握した。

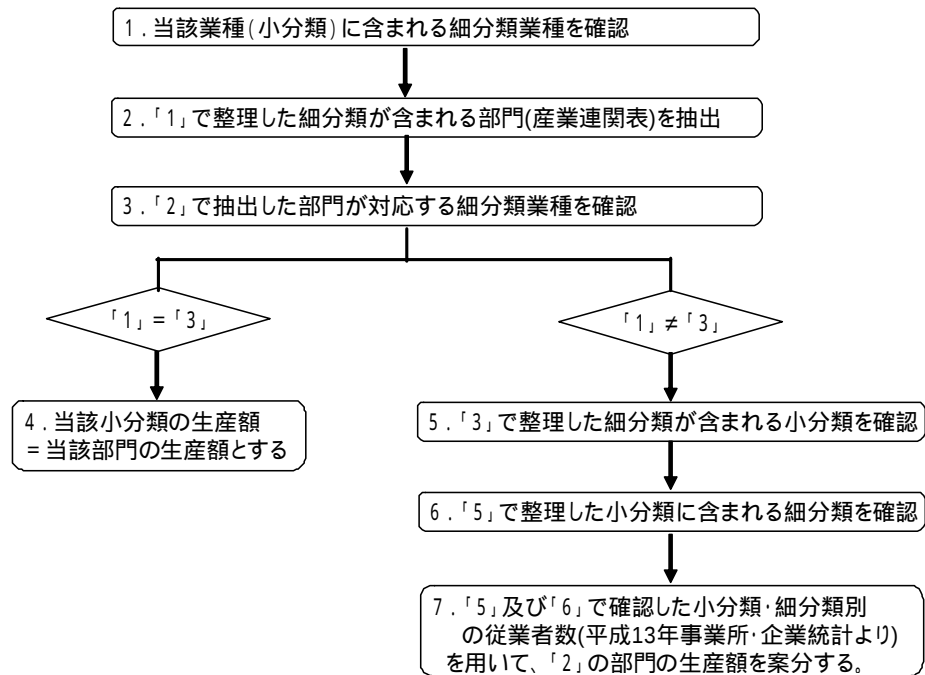
(2) 事業所（法人）数

「平成 13 年事業所・企業統計」の「経営組織」において、「会社以外の法人」及び「法人以外の団体」を「非営利セクター」、「民営」のうち、「会社以外の法人」及び「法人以外の団体」を除いたものを「民間セクター」、「総数」より「非営利セクター」及び「民間セクター」を除いたものを「行政セクター」とし、事業所数をそれぞれ把握した。

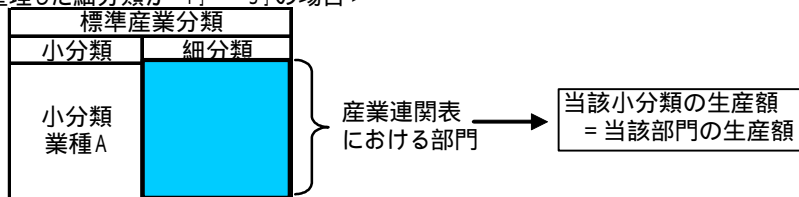
(3) 業種別生産額

業種別生産額の把握にあたっては、図表 II-8 のフローに示す方法により行った。推計にあたっては、「平成 15 年簡易延長産業連関表」における生産額の値を用いた。

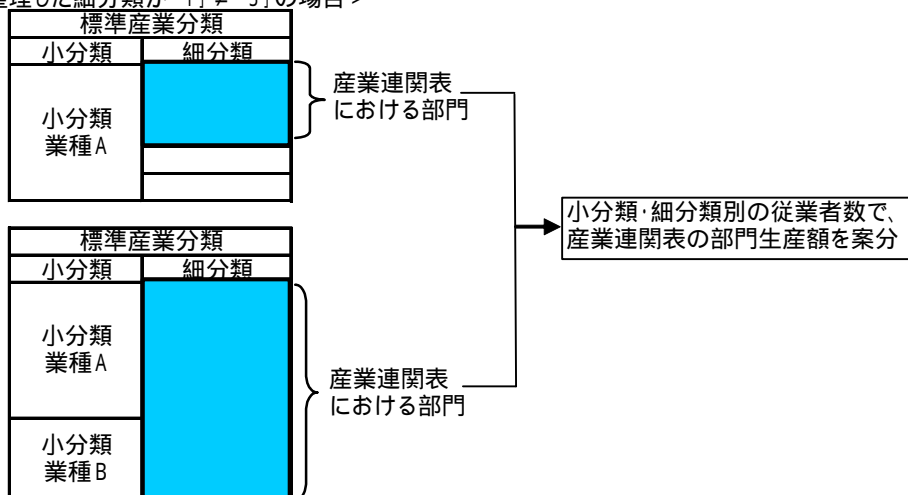
図表 11-8 業種別生産額の推計方法



< 整理した細分類が「1」=「3」の場合 >



< 整理した細分類が「1」≠「3」の場合 >



育林業（日本標準分類小分類）を具体例として、図表 11-8の生産額推計フローを解説する。

生産額推計フロー（育林業を例として）

ステップ1 当該業種（日本標準産業分類小分類）に含まれる細分類業種を確認
→ 産業標準分類における育林業（小分類）に含まれる細分類は、育林業のみ。

ステップ2 「1」で整理した細分類が含まれる部門（産業連関表）を抽出
→ 育林業（日本標準産業分類・細分類）を含む、産業連関表の部門は、「育林業」。

ステップ3 「2」で抽出した部門が対応する細分類業種を確認
→ 「育林業」（産業連関表・部門）を含む、細分類（日本標準産業分類）は、以下の通り。

- ・ 育林業
- ・ 育林業サービス業
- ・ 山林種苗生産サービス業

ステップ4 ここで、「ステップ1」で確認した細分類と「ステップ3」で確認した細分類をみると、「1」≠「3」である。そこで、「ステップ4」ではなく、「ステップ5」に進む。

ステップ5 「ステップ3」で整理した細分類が含まれる小分類を確認
→ ステップ3で整理した、3つの細分類を含む小分類（日本標準産業分類）を確認すると、以下の通りとなる。

日本標準分類細分類	日本標準分類小分類
育林業	育林業
育林業サービス業	林業サービス業
山林種苗生産サービス業	林業サービス業

ステップ6 「ステップ5」で整理した小分類に含まれる細分類を確認
→ 育林業（小分類）を含む細分類は、育林業のみ。
一方、林業サービス業に含まれる細分類は、以下の通り。

- ・ 育林サービス業
- ・ 山林種苗生産サービス業
- ・ 素材生産サービス業
- ・ その他山林サービス業

ステップ7 「ステップ5」及び「ステップ6」で整理した小分類・細分類ごとの従業者数（平成13年事業所・企業統計より）を用いて、「ステップ2」の部門の生産額を按分する。
→ 業種（小分類）別の生産額の推計にあたっては、産業連関表「育林業」（部門）の生産額を平成13年事業所統計・従業者数で按分する。ただし、事業所統計では、細分類についてはデータがないため林業サービス業（小分類）に含まれる4つの細分類の従業者数を同等とみなし、按分する。

小分類	従業者数
育林業	19,667 人
林業サービス業	6,215 人

育林業（部門）の生産額は526,001（百万円）であるので、育林業（小分類）の生産額は、以下の式により求められる。

育林業（小分類）生産額
 $= 526,001 \times 19,667 \div (19,667 + 6,215 \div 4 \times 2)$
 $= 454,230$ （百万円）

3. 各業種別の事業規模の把握方法

(1) 農業サービス業

標準分類における「農業サービス業」(小分類)に含まれる細分類と、産業連関表の部門(農業サービス業(除獣医))に含まれる細分類が一致している。

そのため、産業連関表・農業サービス業の値がそのまま生産額となり、499,803(百万円)である。

(2) 育林業

産業標準分類における育林業(小分類)に含まれる細分類は、育林業のみ。

一方、産業連関表の育林業(部門)に含まれる産業標準分類以下の通り。

- 育林業
- 育林業サービス業
- 山林種苗生産サービス業

それぞれの細分類を含む小分類は以下の通り。

日本標準分類細分類	日本標準分類小分類
育林業	育林業
育林業サービス業	林業サービス業
山林種苗生産サービス業	林業サービス業

このうち、育林業(小分類)に含まれる細分類は、育林業のみであるが、林業サービス業には、以下の細分類を含む。

- 育林サービス業
- 山林種苗生産サービス業
- 素材生産サービス業
- その他山林サービス業

以上より、生産額の推計にあたっては、産業連関表「育林業」(部門)の生産額を平成13年事業所統計・従業者数で按分する。ただし、事業所統計では、細分類についてはデータがないため林業サービス業(小分類)に含まれる4つの細分類の従業者数を同等とみなし、按分する。

小分類	従業者数
育林業	19,667 人
林業サービス業	6,215 人

育林業(部門)の生産額は526,001(百万円)であるので、育林業(小分類)の生産額は、以下の式により求められる。

育林業(小分類)生産額 = $526,001 \times 19,667 \div (19,667 + 6,215 \div 4 \times 2) = 454,230$ (百万円)

(3) 林業サービス業

林業サービス業に含まれる細分類は、以下の通り。

- 育林サービス業
- 山林種苗生産サービス業
- 素材生産サービス業
- その他山林サービス業

このうち、育林サービス業及び山林種苗生産サービス業の生産額については、産業連関表・育林業(部門) の生産額から、育林業(小分類)の生産額を減じればよい。

育林サービス業及び山林種苗生産サービス業生産額

$$= 526,001 - 454,230 = 71,771 \text{ (百万円)}$$

素材生産サービス業は、産業連関表では、素材(部門)に含まれる。この部門には、他に素材生産業(細分類)が含まれる。素材生産業(細分類)を含む小分類は、素材生産業であり、他には細分類を含まない。そこで、素材(産業連関表部門) の生産額を従業者数で按分して、素材生産サービス業の生産額を求める。

小分類	従業者数
素材生産サービス業	1553.8 人 (林業サービス業従業者数の 1/4)
素材生産業	4,250 人

$$\begin{aligned} \text{素材生産サービス業生産額} &= 247,631 \times 1,553.8 \div (1,553.8 + 4,250) \\ &= 66,296 \text{ (百万円)} \end{aligned}$$

その他山林サービス業は、産業連関表では、特用林産物(部門) に含まれる。この部門に含まれる細分類は以下の通り。

以下の細分類の従業者数を求め、特用林産物(部門)の生産額を按分することにより、その他の育林サービス業の生産額を求める。

日本標準分類細分類	日本標準分類小分類
その他の育林サービス業	林業サービス業
その他の林業	その他の林業
製薪炭業	特用林産物生産業
その他の特用林産物生産業	特用林産物生産業
野菜作農業(1/5)	耕種農業

上記のうち、その他林業は、その他の林業(小分類)に含まれ、かつ、この小分類に含む細分類は、その他林業のみ。また、製薪炭業及びその他の特用林産物生産業については、特用林産物生産業(小分類)に含まれ、この小分類には、ここであげた 2 つの細分類のみを含む。

野菜作農業については、特用林産物(部門)以外にも他に 4 つの部門に含まれる。

そのため、ここでの野菜作農業については、野菜作農業全体の従業者数を求め、その値の 1/5 を用いることとする。

耕種農業(小分類)に含まれる細分類は、以下の通りである。

- 米作農業
- 米作農業以外の穀作農業
- 果樹作農業
- 花き作農業
- 工芸農作物農業
- ばれいしょ・かんしょ作農業
- その他の耕作農業
- 野菜作農業

そこで、野菜作農業の従業者数については、各細分類の従業者数を同等と考え、耕種農業の従業者数の 1/8 を野菜作農業全体の従業者数とする。

この値の 1/5 を用いる。

以上より、特用林産物(部門)に含まれる各細分類の従業者数は以下の通りとなる。

細分類	従業者数
その他の育林サービス業	1,553.8 人
その他の林業	852 人
製薪炭業	510 人
その他の特用林産物生産業	
野菜作農業(1/5)	1,112.4 人

$$\begin{aligned}\text{その他の林業サービス業生産額} &= 216,009 \times 1,553.8 \div (1,553.8 + 852 + 510 + 1,112.4) \\ &= 83,321 \text{ (百万円)}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{以上より、林業サービス業生産額} &= 71,771 + 66,296 + 83,321 \\ &= 221,388\end{aligned}$$

(4) 運輸施設提供業

運輸施設提供業(小分類)には、以下の細分類が含まれる。

- 鉄道提供業
- 道路運送固定施設業
- 自動車ターミナル業
- 貨物荷扱固定施設業
- 栈橋泊きよ業
- 飛行場業

上記細分類は産業連関表の部門では、以下の通り分類されている。

産業連関表部門	含まれる細分類
道路輸送施設提供	鉄道施設提供業
	道路運送固定施設業
	自動車ターミナル業
	貨物荷扱固定施設業(1/2)
	棧橋泊きょ業(1/2)
	飛行場業(1/3)
	駐車場業
水運施設管理	上水道業(うち船舶給水)
	貨物荷扱固定施設業(2/2)
	棧橋泊きょ業(2/2)
	その他の運輸に付帯するサービス業(1/5)
その他の水運付帯サービス	その他の運輸に付帯するサービス業(2/5)
航空施設管理(国営)	飛行場業(3/3)
	その他の運輸に付帯するサービス業(3/5)
航空施設管理(産業)	飛行場業(2/3)
その他の航空付帯サービス	その他の運輸に付帯するサービス業(4/5)
旅行・その他の運輸付帯サービス	一般旅行業
	国内旅行業
	旅行代理店業
	運送代理店
	貨物運送仲立業
	船舶仲立業
	その他の運輸に付帯するサービス業(5/5)

ここで駐車場業(細分類)は、駐車場業(小分類)に含まれ、これ以外の細分類を含まない。
また、上水道業のうち、船舶給水業のみの生産額を抽出することは統計上不可能である。

その他の運輸に付帯するサービス業(細分類)は、その他運輸に付帯するサービス業(小分類)に含まれ、これ以外の細分類を含まない。一般旅行業・国内旅行業・旅行代理店業(全て細分類)は、旅行業(小分類)に含まれ、これら以外の細分類を含まない。運送代理店(細分類)は、運送代理店(小分類)に含まれ、これ以外の細分類を含まない。貨物運送仲立業・船舶仲立業(全て細分類)は、運輸幹旋業(小分類)に含まれ、これら以外の細分類を含まない。

上記産業連関表部門の生産額の合計額を各小分類の従業者数で按分し、運輸施設提供業の生産額を求める。

産業連関表部門	生産額(百万円)
道路輸送施設提供業	3,451,988
水運施設管理	110,021
その他の水運付帯サービス	83,777
航空施設管理(国公営業)	144,052
航空施設管理(産業)	113,653
その他の航空付帯サービス	427,580
旅行・その他の運輸付帯サービス	934,941

小分類	従業者数
運輸施設提供業	21,541 人
駐車場業	80,916 人
その他運輸に付帯するサービス業	92,951 人
旅行業	120,632 人
運送代理店業	15,670 人
運輸幹旋業	2,158 人

$$\begin{aligned}
 \text{運輸施設提供業生産額} &= (3454988 + 110021 + 83777 + 144052 + 113653 + 427580 + 934941) \\
 &\quad \times 21541 \div (21541 + 80916 + 92951 + 120632 + 15670 + 2158) \\
 &= 339,761(\text{百万円})
 \end{aligned}$$

(5) 火葬・墓地管理業

産業標準分類では、「火葬・墓地管理業」には以下の細分類が含まれる。

- 火葬業
- 墓地管理業

産業連関表の部門(冠婚葬祭業)には、以下の細分類が含まれる。

- 火葬業
- 墓地管理業
- 葬儀業
- 結婚式場業
- 冠婚葬祭互助会業

上記の葬儀業～冠婚葬祭互助会業は、3つで「冠婚葬祭業」という小分類となっている。そこで、産業連関表・冠婚葬祭業の生産額を、「火葬・墓地管理業」及び「冠婚葬祭業」(ともに小分類)の従業員数で按分し、火葬・墓地管理業の生産額を求める。

小分類	従業者数
火葬・墓地管理業	6,204 人
冠婚葬祭業	124,468 人

$$\text{火葬・墓地管理業生産額} = 2,179,087 \times 6,204 \div (6,204 + 124,468) = 103,458(\text{百万円})$$

(6) 農林水産業協同組合、事業協同組合、経済団体

農林水産業協同組合、事業協同組合、経済団体（全て小分類）に含まれる細分類は、産業連関表の部門（対企業民間非営利団体）にすべて含まれ、かつこの部門は、上記細分類のみを含む。

そのため、産業連関表・対企業民間非営利団体の生産額を、それぞれの従業者数で按分する。

小分類	従業者数
農林水産業協同組合	342,404 人
事業協同組合	49,780 人
経済団体	96,111 人

対企業民間非営利団体の生産額は 1,129,842（百万円）なので、それぞれ以下の式により生産額を求めた。

$$\begin{aligned}\text{農林水産業協同組合生産額} &= 1,129,842 \times 342,404 \div (342,404 + 49,780 + 96,111) \\ &= 792,272(\text{百万円})\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{事業協同組合生産額} &= 1,129,842 \times 49,780 \div (342,404 + 49,780 + 96,111) \\ &= 115,184(\text{百万円})\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{経済団体生産額} &= 1,129,842 \times 96,111 \div (342,404 + 49,870 + 96,111) \\ &= 222,387(\text{百万円})\end{aligned}$$

(7) 病院～その他社会保険・社会福祉

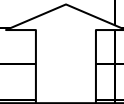
ここでは、以下の小分類の生産額を推計する。

- 病院
- 一般診療所
- 歯科診療所
- 助産所
- 療術業
- 歯科技工所
- 医療に附帯するサービス業
- その他の医療業
- （福祉事務所）
- 児童福祉事業
- 老人福祉事業
- 知的障害・身体障害者福祉事業
- 更生保護事業
- その他の社会保険，社会福祉

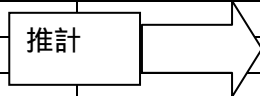
上記産業小分類と産業連関表の部門の対応は、次項の表の通り。

推計にあたっては、次項の表の ～ のパーツに分けて推計を行う。

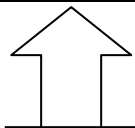
		産業連関表における部門分類						
		医療 (国公立)	医療 (公益法人)	医療 (医療法人等)	社会福祉 (国公立)	社会福祉 (非営利)	介護 (居宅)	介護 (施設)
標準分類における産業小分類	病院	○	○	○			○	○
	一般診療所	○	○	○			○	○
	歯科診療所	○	○	○			○	
	助産所	○	○	○				
	療術業	○	○	○				
	歯科技工所	○	○	○				
	医療に附帯するサービス業	○	○	○				
	その他の医療業	(看護等)	(看護等)	(看護等)			(看護等)	(老健)
	(福祉事務所)				○			
	児童福祉事業				○	○		
	老人福祉事業				○	○	○	○
	知的障害・身体障害者福祉事業				○	○		
	更生保護事業				○	○		
	その他の社会保険，社会福祉				○	○	○	
合計生産額(百万円)		6,055,474	7,326,048	20,972,689	1,743,448	3,008,947	1,790,878	3,675,597



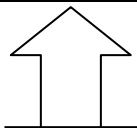
推計



推計



推計



推計

推計 ～医療(国公立)・医療(公益法人等)・医療(医療法人等)～

産業連関表・部門の医療(国公立)・医療(公益法人等)・医療(医療法人等)には、以下の小分類が含まれる。

- 病院
- 一般診療所
- 歯科診療所
- 助産所
- 療術業
- 歯科技工所
- 医療に附帯するサービス業
- その他の医療業

まず、これらの小分類のうち、「助産所」「療術業」「歯科技工所」「医療に附帯するサービス」について、産業連関表における推計方法に準じて推計した。

産業連関表では、これらの小分類の生産額は、次の式で推計している。

生産額(産業連関表)＝

サービス業基本調査より把握できる総収入額×従業者数の伸び×事業規模の伸び
×インフレーター

事業規模の伸びについては、「平成6年サービス業基本調査」において、助産所等については、調査対象外であり、データが把握できないため、係数としては採用せず、以下の式により推計した。

生産額＝サービス業基本調査把握できる総収入額×従業者数の伸び
×インフレーター

「平成11年サービス業基本調査」より把握できる総収入額は、以下の通りである。
なお、「助産所」については、集計上「医療に附帯するサービス」に含まれているため、
「平成13年事業所・企業統計」における従業者数により、按分した結果である。

小分類	総収入額(百万円)
助産所	1,342
療術業	127,813
歯科技工所	21,711
医療に附帯するサービス業	35,077

次に事業所・企業統計より把握した、従業者数は、以下の通りである。

	平成11年7月	平成13年10月
助産所	1,342	1,451
療術業	127,813	154,501
歯科技工所	21,711	23,693
医療に附帯するサービス業	35,077	38,468

従業者数の伸びは、以下の式により求められる。

$$\text{従業者数の伸び} = \left(\frac{\text{平成13年10月の従業者数}}{\text{平成11年7月の従業者数}} \right)^{\frac{4.42}{2.75}}$$

* の分母は平成 11 年 7 月から平成 13 年 10 月まで、分子は平成 11 年 11 月から平成 16 年 3 月までの期間（月数）

また、インフレーター(消費者物価指数)の伸びは以下の通りである。

平成 11 年度	平成 15 年度	伸び率(11 年 15 年)
100.5	98.1	0.98

以上より、助産所等の生産額を推計した。

	平成 15 年生産額 (百万円)
助産所	12,863
療術業	903,946
歯科技工所	153,272
医療に附帯するサービス業	607,715

「病院」「診療所」「歯科診療所」「その他医療業」の生産額の一部については、産業連関表における、「医療(国公立)」等の総生産額から、助産所等の生産額を減じたものを、国民医療費の値を基に按分して推計した。

ここで、按分に使用した国民医療費の値及び割合は、以下の通りである。

	合計	割合
病院	184,891	61.3%
診療所	86,742	28.8%
歯科診療所	29,402	9.8%
その他医療	357	0.1%

生産額(病院) = 「医療(国公立～医療法人等)」(産業連関表・部門)

—助産所等(推計生産額)×国民医療費割合

= (34,354,211－1,677,797)×0.613

= 20,045,549(百万円)

	生産額(百万円)
病院	20,045,549
診療所	9,404,430
歯科診療所	3,187,729
その他医療	38,705

推計 ～社会福祉(国公立)・社会福祉(私立)～

産業連関表の部門、社会福祉(国公立)及び社会福祉(私立)には、それぞれともに、以下の小分類が含まれる。

- (福祉事務所)
- 児童福祉事業
- 老人福祉事業
- 知的障害・身体障害者福祉事業
- 更生保護事業
- その他の社会保険，社会福祉

そこで、上記小分類の生産額推計にあたっては、以下の通り、国公立を行政セクターに、私立を民間・非営利セクターに対応させ、事業所統計の従業者数で按分をする。

(例)

・「児童福祉事業」(うち行政セクター)

= 社会福祉(国公立)(産業連関表部門) × 児童福祉事業従業者数(行政セクター)

÷ 社会福祉(国公立)に含まれる行政セクター従業者総数

= $1,743,448 \times 260,057 \div 359,188$

= 1,262,280(百万円)

なお、本来であれば、按分に使用する従業者数は、上記小分類のうち、社会福祉(産業連関表部門)に対応する従業者数を用いるべきであるが、値が把握できないため、各小分類の従業者数をそのまま用いた。

従業者数	行政セクター	私立	民間セクター	非営利セクター
(福祉事務所)	35,573	0	0	0
児童福祉事業	260,057	259,208	37,165	222,043
老人福祉事業	38,236	343,803	27,515	316,288
知的障害・身体障害者福祉事業	14,798	110,106	1,161	108,945
更生保護事業	5	765	0	765
その他の社会保険，社会福祉	10,519	104,513	775	103,738
合計	359,188	818,395	66,616	751,779

以上より、生産額は、以下のとおり推計される。

生産額	行政セクター	私立	民間セクター	非営利セクター	生産額合計(百万円)
(福祉事務所)	172,666	0	0	0	172,666
児童福祉事業	1,262,280	953,016	136,642	816,373	2,215,296
老人福祉事業	185,592	1,264,041	101,163	1,162,878	1,449,633
知的障害・身体障害者福祉事業	71,827	404,821	4,269	400,552	476,648
更生保護事業	24	2,813	0	2,813	2,837
その他の社会保険，社会福祉	51,058	384,257	2,849	381,408	435,315
合計	1,743,448	3,008,947	244,923	2,764,024	4,752,395

推計 ～介護(居宅)～

介護(居宅)には、以下の小分類が含まれる。

- 病院
- 診療所
- 歯科診療所
- その他医療サービス
- 老人福祉事業
- その他の社会保険・社会福祉

介護(居宅)(産業連関表部門)の生産額より、訪問看護生産額を減じて得られた値を、医療系(病院・診療所・歯科診療所)と、福祉系(老人福祉事業・その他社会保険・社会福祉)に按分する。その後、事業所・企業統計における従業者数で按分する。

上記のうち、まず「その他医療サービス」については、介護保険上は、訪問看護サービスと考えられる。

訪問看護サービスの生産額は、産業連関表における生産額推計方法と同様に、介護給付費実態調査より、次の通り推計した。(産業連関表では、生産額＝介護給付費実態調査費用総額)

	生産額(百万円)
訪問看護(その他医療サービス)	121,579
介護(居宅)	1,790,878
介護(居宅) - 訪問看護	1,669,299

次に、生産額(介護(居宅) - 訪問看護)で得られた値を、医療系(病院、診療所、歯科診療所)と福祉系(老人福祉事業、その他社会保険・社会福祉)に分ける。

この際、医療系については、医療系サービスと考えられる「居宅療養管理指導」「訪問リハビリ」の2つのサービスについて、介護保険指定事業者の法人種別別指定事業者数の延べ数(但し、訪問看護を除く)を使用し、生産額を按分した。具体的には、医療系は、「医療法人」及び「非法人」を、福祉系は、総延べ法人数より、医療系を減じた値を用いた。なお、ここで用いた法人種別指定事業者数は、2002年8月現在の値である。(社会保障審議会・介護保険部会資料)

	生産額	医療系法人数	延べ法人数
訪問リハビリテーション	5,503.44	20589	22334
居宅療養管理指導	21,018	46174	61272

次に事業所・企業統計における従業者数を用いて、生産額を按分した。

	従業者数	生産額(百万円)
病院	1,693,082	12,775
一般診療所	723,679	5,460
歯科診療所	354,843	2,677
医療系合計	2,771,604	20,912

以上より生産額は、以下の通り推計される。

	従業者数	生産額(百万円)
老人福祉事業	382,039	1,266,918
その他の社会保険，社会福祉	115,032	381,469
福祉系合計	497,071	1,648,387

推計　～介護(施設)～

介護(施設)に含まれる小分類は、それぞれ以下の通り、介護保険の施設種類に対応している。

小分類	施設種類
病院	介護療養施設
診療所	介護療養施設
その他医療サービス	介護老人保健施設
老人福祉事業	介護老人福祉施設

そこで、施設種類別の介護保険費用の値を用いて、生産額を按分する。

	施設	割合	生産額(百万円)
介護老人福祉施設	1,328,382	42.7%	1,567,910
介護老人保健施設	1,063,666	34.2%	1,255,461
介護療養施設	722,032	23.2%	852,226
合計	3,114,080	100.0%	3,675,597

このうち、介護療養施設については、以下の病床数により、「病院」と「診療所」に按分した。

療養型総病床数	うち療養病床 (診療所)
139,374	9,323

よって生産額は以下の通り推計される。

小分類	生産額(百万円)
病院	795,219
診療所	57,007
その他医療サービス	1,255,461
老人福祉事業	1,567,910

まとめ

～ で推計した生産額を小分類別に整理すると以下の通りとなる。

小分類	生産額 (百万円)
病院	20,853,543
一般診療所	9,466,897
歯科診療所	3,190,406
助産所	12,863
療術業	903,946
歯科技工所	153,272
医療に附帯するサービス業	607,715
その他の医療業	1,415,745
児童福祉事業	2,215,296
老人福祉事業	4,284,461
知的障害・身体障害者福祉事業	476,648
更生保護事業	2,837
その他の社会保険，社会福祉	816,784

(8) 健康相談施設、その他保健衛生

健康相談施設及びその他の保健衛生に含まれる細分類は、産業連関表の部門、「保健衛生（国公立）」及び「保健衛生（産業）」に全て含まれる。

ただし、保健衛生（産業）には、上記の２つの小分類のみ含むが、保健衛生（国公立）には、他に保健所及び検疫所(ともに小分類)を含む。

そのため、上記２つの小分類の生産額を求めるために、「保健衛生（国公立）」及び「保健衛生（産業）」の生産額をそれぞれ該当小分類の従業者数により按分する。

小分類	従業者数
健康相談施設（行政）	30,727 人
その他の保健衛生（行政）	4,637 人
保健所	33,359 人
検疫所	768 人
健康相談施設（民間）	2,536 人
その他の保健衛生（民間）	2,957 人
健康相談施設（公益）	21,929 人
その他の保健衛生（公益）	3,326 人

産業連関表における生産額は、保健衛生(国公立) が 685,229 (百万円) 保健衛生(産業)が 361,310 (百万円) であるので、健康相談施設及びその他保健衛生の生産額は以下により求める。

$$\begin{aligned}
 \text{健康相談施設生産額} &= 685,229 \times 30,727 \div (30,727 + 4,637 + 33,359 + 768) \\
 &\quad + 361,310 \times (21,929 + 2,536) \div (21,929 + 2,536 + 2,957 + 3,326) \\
 &= 590,470(\text{百万円})
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
\text{その他の保健衛生生産額} &= 685,229 \times 4,637 \div (30,727 + 4,637 + 33,359 + 768) \\
&\quad + 361,310 \times (2,957 + 3,326) \div (21,929 + 2,536 + 2,957 + 326) \\
&= 11,544 (\text{百万円})
\end{aligned}$$

(9) 社会保険事業団体

社会保険事業団体(小分類)に含まれるのは、社会保険事業団体(細分類)のみ。

産業連関表・部門で、この細分類を含むのは、「社会保険事業(国公立)」及び「社会保険事業(非営利)」の2つであり、この2つを含む細分類は、社会保険事業団体のみである。そこで、生産額(全体)は2つの部門の合計となる。

生産額は、社会保険事業生産額(国公立): 834,546(百万円)、社会保険事業団体(非営利): 484,525(百万円)であるため、生産額は、以下で求められる。

$$\begin{aligned}
\text{社会保険事業団体生産額} &= 834,546 + 484,525 \\
&= 1,319,071
\end{aligned}$$

(10) 小学校～専修学校・各種学校

産業標準分類の学校教育に含まれる細分類は、全て連関表部門、学校教育(国公立)及び学校教育(私立)に含まれ、他の細分類は含まれない。

産業連関表では、生産額は、それぞれ学校教育(国公立): 13,566,334(百万円)、学校教育(私立): 5,313,733(百万円)となっている。

この生産額合計についてセクター別従業者数により、按分し生産額を求めた。

事業所統計従業者数	従業者総数	民間セクター	公益セクター	行政セクター
小学校	528,251	0	5,051	523,200
中学校	313,211	0	19,982	293,229
高等学校	384,673	0	105,892	278,781
高等教育機関	374,412	0	237,804	136,608
特殊教育諸学校	78,145	0	573	77,572
幼稚園	150,248	7,839	110,340	32,069
専修学校, 各種学校	123,497	22,942	94,360	6,195
合計	1,952,437	30,781	574,002	1,347,654

生産額	合計
小学校	5,311,240
中学校	3,127,393
高等学校	3,736,771
高等教育機関	3,464,571
特殊教育諸学校	785,923
幼稚園	1,361,169
専修学校, 各種学校	1,092,999
合計	18,880,067

(1 1) 社会教育

社会教育(小分類)に含まれる細分類は、全て産業連関表の部門・社会教育(国公立)、社会教育(非営利)に含まれ、かつ、この2つの部門には、これら以外の細分類を含まない。

産業連関表での生産額は、社会教育(国公立): 797,731(百万円)、社会教育(非営利): 225,895(百万円)である。よって社会教育の生産額は以下である。

$$\begin{aligned}\text{社会教育生産額} &= 797,731 + 225,895 \\ &= 1,023,626(\text{百万円})\end{aligned}$$

(1 2) 自然科学研究所、人文・社会科学研究所

標準分類の「自然科学研究所」「人文・社会科学研究所」とも、含まれる細分類は、全て産業連関表の部門に含まれ、これら以外の細分類を含まない。

産業連関表では生産額は、自然科学研究機関(国公立): 1,148,267(百万円)、人文科学研究機関(国公立): 50,486(百万円)、自然科学研究機関(非営利): 7,902(百万円)、人文科学研究機関(非営利): 9,456(百万円)、自然科学研究機関(産業): 601,060(百万円)、人文科学研究機関(産業): 45,867(百万円)となっている。

以上より生産額は、それぞれ以下の通り。

$$\begin{aligned}\text{自然科学研究所生産額} &= 1,148,267 + 7,902 + 601,060 \\ &= 1,757,229(\text{百万円})\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{人文社会科学研究所生産額} &= 50,486 + 9,456 + 45,867 \\ &= 105,809(\text{百万円})\end{aligned}$$

(1 3) 神道系宗教～集会場

産業連関表、対家計民間非営利団体(部門)には、以下の小分類を含む。そのため、各小分類の従業者数で生産額を按分する。

中分類	小分類	総数	割合
宗教	神道系宗教	34,935	8.0%
	仏教系宗教	179,284	40.8%
	キリスト教系宗教	17,485	4.0%
	その他の宗教	44,489	10.1%
	宗教計	276,193	62.9%
政治・経済・文化団体	労働団体	20,879	4.8%
	学術・文化団体	8,972	2.0%
	政治団体	4,166	0.9%
	他に分類されない非営利的団体	99,278	22.6%
その他サービス業	集会場	29,485	6.7%
	合計	438,973	100.0%

上記従業者数を用い、対家計民間非営利団体の生産額(3,593,030 百万円)を按分した結果が以下である。

中分類	小分類	生産額 (百万円)
宗教	神道系宗教	285,946
	仏教系宗教	1,467,454
	キリスト教系宗教	143,116
	その他の宗教	364,146
	宗教計	2,260,662
政治・経済・文化団体	労働団体	170,896
	学術・文化団体	73,437
	政治団体	34,099
	他に分類されない非営利的団体	812,599
その他サービス業	集会場	241,337
	合計	3,593,030

(1 4) 他に分類されないサービス業

他に分類されないサービス業は、産業連関表では、卸売り(部門) に属する。(なお、産業連関表で把握している、他に分類されないサービス業は、中央卸売市場及び地方卸売市場における生産額のみである)

卸売(部門) には、以下の細分類が含まれ、かつこれらの小分類に含まれる細分類は、卸売業(部門) に含まれる細分類と一致する。

- 各種商品卸売業
- 繊維品卸売業
- 衣服・身の回り品卸売業
- 農畜産物・水産物卸売業
- 食料・飲料卸売業
- 建築材料卸売業
- 化学製品卸売業
- 鉱物・金属材料卸売業
- 一般機械器具卸売業
- 自動車卸売業
- 電気機械器具卸売業
- その他の機械器具卸売業
- 家具・建具・じゅう器等卸売業
- 医薬品・化粧品等卸売業
- 代理商，仲立業
- 他に分類されない卸売業
- 他に分類されないサービス業

そこで、以下の従業者数を用いて卸売り(部門)の生産額：53,444,885(百万円)を按分する。

小分類	従業者総数
各種商品卸売業	45,150
繊維品卸売業	59,003
衣服・身の回り品卸売業	301,152
農畜産物・水産物卸売業	399,519
食料・飲料卸売業	514,144
建築材料卸売業	382,677
化学製品卸売業	164,058
鉱物・金属材料卸売業	195,469
一般機械器具卸売業	378,210
自動車卸売業	166,261
電気機械器具卸売業	429,000
その他の機械器具卸売業	193,836
家具・建具・じゅう器等卸売業	148,666
医薬品・化粧品等卸売業	315,326
代理商，仲立業	9,098
他に分類されない卸売業	541,001
他に分類されないサービス業	11,000
合計	4,253,570

他に分類されないサービス業生産額 = 138,212(百万円)

III. “ソーシャル・マーケット”の事業規模推計結果をみる上での留意点

1. 推計結果をみる上での全体的な留意点

「平成 15 年簡易延長産業連関表」より求めた「非営利セクター」全体の生産額と、法人種別の統計データより把握した「法人種」の生産額は、そもそも推計のもととなるデータが異なるため、推計結果は必ずしも一致するものではない。また、全体では法人種が生産額の方が、非営利セクターの生産額よりも多くなった(119.1%)。本来、非営利セクターには、今回調査対象とした法人種以外の法人も含まれているため、法人種が生産額の方が小さくなるはずである。

このように、既存の統計資料を用いて推計を試みると、ある程度の誤差が生じる。これは、法人種によっては、業種別のデータが整備されておらず、一定の方法で推計せざるを得なかったことや、産業連関表における部門分類が事業所・企業統計や日本標準産業分類における業種分類に十分に対応していないため、事業規模を推計する際に一定の方法を採らざるを得なかったことなど、本章における推計方法の限界、及び統計データの未整備が原因とすることができるだろう。以下に、業種別に「非営利セクター」と「法人種」の生産額の違いについて解説する。

2. 各論

(1) 農林水産業協同組合

農林水産業協同組合の生産額は、法人種別の統計より推計した生産額と平成 15 年簡易延長産業連関表より推計した生産額を比較した場合、法人種別の統計より推計した生産額が大きくなった。

これは、産業連関表における農林水産業協同組合の生産額の算出根拠となっている「非営利団体実態調査」(経済社会総合研究所)に農林水産業協同組合が部門としては含まれているが、実質的には生産額が計上されていないということによるものと考えられる。

(2) 病院、一般診療所、歯科診療所

病院、一般診療所、歯科診療所の生産額は、法人種別の統計より推計した生産額と、平成 15 年簡易延長産業連関表より推計した生産額を比較した場合、病院では法人種別統計より推計した生産額の方が少なく、一般診療所、歯科診療所では逆となった。

これは、非営利セクターのそれぞれの生産額を推計する際に、従業者数で按分しているため、実際は規模の大きい(従業員一人あたりの生産額の大きい)病院の生産額が過少に評価されたためであると考えられる。

（３）更生保護事業

更生保護事業については、産業連関表では基本的に「平成 11 年サービス業基本調査」の事業支出額より推計している。今回、法人種の生産額については、「法務省資料」における経常収入の額より推計した。法務省へのヒアリング結果によると、経常収入と支出額の値はほぼ同じであり、収入額で代替しても問題はないとのことである。

したがって、非営利セクターと法人種の生産額の違いは、基礎資料の違いに起因するものであると考えられる。

（４）その他の社会保険・社会福祉

その他の社会保険・社会福祉についても、法人種別統計を用いて推計した生産額が、平成 15 年簡易延長産業連関表より推計した生産額よりも大きくなっている。

この原因としては、「老人福祉事業」等の他の小分類に含まれている社会保険・社会福祉の生産額が、従業者数で按分している等の理由により「その他の社会保険・社会福祉」が過大評価となっている可能性があると考えられる。実際、小分類「社会保険事業団体」から「その他の社会保険・社会福祉」までの生産額を加えると、法人種と非営利セクターでほぼ等しくなり、小分類に按分した際の問題であると推測される。

（５）高等教育機関

高等教育機関については、法人種別統計を用いて推計した生産額が、平成 15 年簡易延長産業連関表より推計した生産額を大幅に上回っていた。これは、これまで行政セクターに含まれていた国立大学が 2004 年 4 月より、国立大学法人となったため、非営利セクターに入ってきたことによると考えられる。つまり、今回非営利セクターの生産額を推計するための基礎資料として用いた、「平成 15 年簡易延長産業連関表」が作成された時点では、国立大学が行政セクターに含まれていたことに起因している。

国立大学法人を除き、学校法人のみを考えた時も法人種の生産額が非営利セクターをやや上回っていた。これは、学校法人の生産額を把握する際に、一部時点の揃わないデータが含まれてないためであると考えられる。

（６）人文・社会研究所、経済団体、学術・文化団体、他に分類されない非営利団体、集会場業

掲題の産業小分類では、法人種別統計により推計した生産額が、平成 15 年簡易延長産業連関表より推計した生産額を大幅に上回っていた。これに該当する法人は、財団・社団法人の公益法人である。

今回、財団・社団法人の公益法人の生産額は総務省が実施した「平成 15 年度公益法人概況調査」における事業収入のデータから推計した。財団・社団法人の公益法人の生産額を把握している統計は存在しないため、今回の法人種の生産額と非営利セクターの生産額との乖離は特に公益法人で大きく、実態に合った統計情報の整備が必要

と考えられる。